

磐田市地域防災計画

地震・津波災害対策編

令和5年3月

磐田市防災会議

磐田市地域防災計画 地震・津波災害対策編

目 次

編	章	計 画 名	頁
第1編		総 論	1
	第1章	計画の主旨	1
	第2章	予想される災害	2
	第3章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第2編		平常時対策	20
	第1章	防災知識の普及	20
	第2章	自主防災活動	23
	第3章	地震・津波防災訓練の実施	27
	第4章	地震災害予防対策の推進	29
第3編		地震防災施設緊急整備計画	42
	第1章	地震防災施設整備方針	42
	第2章	地震対策緊急整備事業計画	44
	第3章	地震防災緊急事業五箇年計画	44
	第4章	津波避難対策緊急事業計画	44
第4編		南海トラフ地震臨時情報への対応	46
	第1章	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	46
	第2章	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	46
	第3章	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	47

編	章	計 画 名	頁
第4-2 編		地震防災応急対策	54
	第1章	防災関係機関の活動	54
	第2章	情報活動	61
	第3章	広報活動	63
	第4章	自主防災活動	65
	第5章	緊急輸送活動	66
	第6章	自衛隊の支援	68
	第7章	避難活動	68
	第8章	社会秩序を維持する活動	71
	第9章	交通の確保活動	72
	第10章	地域への救援活動	75
	第11章	市有施設・設備の防災措置	77
	第12章	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	79
	第13章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	84
第14章	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	89	

編	章	計 画 名	頁
第5編		災害応急対策	91
	第1章	防災関係機関の活動	91
	第2章	情報活動	97
	第3章	広報活動	100
	第4章	緊急輸送活動	101
	第5章	広域応援活動	103
	第6章	災害の拡大及び二次災害防止活動	106
	第7章	避難活動	110
	第8章	社会秩序を維持する活動	116
	第9章	交通の確保対策	117
	第10章	地域への救援活動	120
	第11章	学校における災害応急対策及び応急教育	128
	第12章	被災者の生活再建等への支援	130
	第13章	市有施設及び設備等の対策	132
	第14章	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	134
第15章	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	136	
第6編		復旧・復興対策	138
	第1章	防災関係機関の活動	138
	第2章	激甚災害の指定	143
	第3章	震災復興計画の策定	143
	第4章	復興財源の確保	144
	第5章	震災復興基金の設立	145
	第6章	復旧事業の推進	145
	第7章	都市・農山村の復興	146
	第8章	被災者の生活再建支援	147
第9章	地域経済復興支援	151	

第1編 総論

この編では、この計画の目的、性格、構成を明らかにし、磐田市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれに果たすべき役割を示すとともに、この計画の基礎となる第4次地震被害想定概要を示すものである。

第1章 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「磐田市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

1-1-1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより磐田市の市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

1-1-2 計画の性格及び基本方針

- 1 この計画は、磐田市の地域に係る地震対策及び津波対策について定めるものである。
- 2 この計画は、磐田市、静岡県、防災関係機関、事業所、自主防災会及び市民が地震津波対策に取り組むための基本方針となるものである。
- 3 この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定により作成する「地震防災強化計画」のほか地震発生後の災害応急計画について定めるものである。
- 4 この計画は、地震対策の基本に関する事項を定めるものであり、これを受けて関連計画（各種の実施要綱、運営指針等）を定めるほか、これらの関連計画と有機的な結合を図ることによって体系的、かつ、実効性ある対策を行うものである。
- 5 この計画のうち第3編は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- 6 この計画は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。
- 7 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

1-1-3 計画の構成

この計画は本編と資料編から構成し、本編の構成は次の6編による。

- 1 第1編 総論
この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
- 2 第2編 平常時対策
平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

- 3 第3編 地震防災施設緊急整備計画
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
- 4 第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応
南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対策を示す。
- 5 第4-2編 地震防災応急対策
東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。
- 6 第5編 災害応急対策
地震災害が発生した場合の対策を示す。
- 7 第6編 復旧・復興対策
災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。

第2章 予想される災害

磐田市は有史以来たびたび地震及び津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。近年では、昭和19年12月7日に熊野灘沖を震源域とする東南海地震が発生し、本市を含む中遠地域に甚大な被害を及ぼしている。また、平成21年8月11日には駿河湾を震源域とする地震が発生し、本市でも震度5弱を観測した。

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）であり、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。県及び市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、前記地震によるもののほか南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。

過去に磐田市を含む中遠地域に被害を及ぼした地震は、資料7-02<過去に中遠地域に被害を及ぼした地震>のとおりである。

12-1 第4次地震被害想定

この想定は、静岡県が平成25年6月27日に公表したもので、地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、静岡県において最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ、南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

また、相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）による本市の最大震度は5弱であることから、想定結果については省略する。

	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))

注：内閣府(2012)とは、「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」である。

この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

12-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

1 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府(2012)の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、「東南海、南海地震等に関する専門調査会(第16回)報告書」(中央防災会議(2003))の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合についても、それぞれ試算をしている。

地震動、液状化の状況、津波浸水域及び建物被害状況等は、資料4-01<推定震度分布図>、資料4-02<推定液状化危険度図>、資料4-03<地震動、液状化による推定建物被害率図>、資料4-04<推定津波浸水域図>、資料4-05<山・がけ崩れによる推定建物被害率図>及び資料4-06<推定火災延焼危険度図>に示すとおりである。

2 想定条件

強震断層モデル	内閣府(2012)南海トラフ巨大地震モデルの基本ケース
津波断層モデル	中央防災会議(2003)による東海・東南海・南海地震のモデル

自然条件	①冬の深夜 ②夏の昼 ③冬の夕
対象人口	168,625人(平成22年国勢調査による常住人口)
対象建物	60,596棟(平成24年1月1日現在)
予知ケース	①予知なし 地震が予知されず、突然発生するケース ②予知あり 地震の発生が予知され、事前の避難行動等をとれる可能性があるケース

3 想定結果

(1) 震度区分別面積

推定震度	7	6強	6弱	合計
面積(ha)	4,540	10,670	950	16,160
面積率(%)	28.1	66.0	5.9	100.0

(2) 液状化可能性区分別面積

液状化可能性の区分	大	中	小	なし	対象外	合計
面積(ha)	1,870	2,280	1,080	2,610	8,420	16,260
面積率(%)	11.5	14.0	6.6	16.1	51.8	100.0

(3) 山・がけ崩れ危険度ランク別箇所数

危険度ランク別	急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
箇所数	119	52	0	0	0	0	18	1	0

ランクA：崩壊の可能性が高い

ランクB：崩壊の可能性がある

ランクC：崩壊の可能性が低い

(4) 津波浸水予測

ア 津波の高さ

地震名	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均
津波高(T.P.+m)	4	3	6	5	6	5

イ 津波最短到達時間

地震名	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震	
	+50cm	+1m	+3m	最大津波	+50cm	+1m
最短到達時間(分・四捨五入)	7	13	14	15	6	11
					13	13
					15	15

ウ 津波浸水深

地震名	浸水面積 (ha)				
	1 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上	10m 以上
東海・東南海・ 南海地震	130	80	40	0	—

(5) 建物被害

(単位：棟)

被害要因	被害区分	地震予知されない場合			地震予知が された場合
		冬の深夜	夏の昼	冬の夕	
地震動	全壊	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000
	半壊	約8,400	約8,300	約8,000	約8,500
液状化	全壊	約50	約50	約50	約50
	半壊	約200	約200	約200	約200
人工造成地	全壊	約1,600	約1,600	約1,600	約1,600
	半壊	約4,700	約4,700	約4,700	約4,700
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10	約10
山・がけ崩れ	全壊	約30	約30	約30	約30
	半壊	約60	約60	約60	約60
火災	全焼	約800	約1,100	約3,300	約30
建物被害合計	全壊及び焼失	約16,000	約16,000	約18,000	約15,000
	半壊	約13,000	約13,000	約13,000	約13,000
建物棟数（平成24年1月1日現在）		60,596	60,596	60,596	60,596
建物被害率 （%）	全壊及び焼失	26.4	26.4	29.7	24.8
	半壊	21.5	21.5	21.5	21.5

「—」は、被害がわずかであることを示す。

注 1 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

2 全壊とは、災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊をいう。

3 半壊とは、災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊をいう。

4 建物被害率とは、建物被害棟数を建物棟数で除して得た率をいう。

(6) 人的被害の想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	地震予知がされない場合			地震予知がされた場合		
			冬の深夜	夏の昼	冬の夕	冬の深夜	夏の昼	冬の夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒・屋内落下物)		死者数	約400 (約60)	約200 (約40)	約300 (約40)	約100 (約10)	約60 (約10)	
		重傷者数	約1,500 (約200)	約3,200 (約100)		約400 (約40)	約900 (約30)	
		軽傷者数	約3,200 (約700)	約3,700 (約500)		約900 (約100)	約1,100 (約100)	
津	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約10	—	—	—	—	
		重傷者数	—	—		—	—	
		軽傷者数	—	—		—	—	
波	早期避難率低	死者数	約10	—	約10	—	—	
		重傷者数	—	—		—	—	
		軽傷者数	—	—		—	—	
山・がけ崩れ		死者数	—	—	—	—	—	
		重傷者数	—	—		—	—	
		軽傷者数	—	—		—	—	
火災		死者数	約30	約20	約100	—	—	
		重傷者数	約20	約20		—	—	
		軽傷者数	約40	約60		—	—	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—	—	—	
		重傷者数	—	—		—	—	
		軽傷者数	—	約10		—	—	
死傷者 数 合 計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約500	約200	約400			
		重傷者数	約1,500	約3,200				
		軽傷者数	約3,200	約3,800				
	早期避難率低	死者数	約500	約200	約400	約100	約60	
		重傷者数	約1,500	約3,200		約400	約900	
		軽傷者数	約3,200	約3,800		約900	約1,100	
地震動による自力脱出困難者数			約2,400	約2,100	約2,200			
人口			168,110	173,859	175,616	168,110	173,859	175,616

「—」は、被害わずかであることを示す。

空欄は、数値として想定されていない。

注 1 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

2 倒壊とは、建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破

壊パターンチャートのD 5以上相当をいう。

3 重傷者とは、1ヶ月以上の治療を要する負傷者をいう。

4 軽傷者とは、1ヶ月未満の治療を要する負傷者をいう。

5 人口は、静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）「表IV-1.2 市町別時間帯別の人口推移値」による。

12-3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

1 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（中央防災会議（2011））等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

地震動、液状化の状況、津波浸水域及び建物被害状況等は、資料4-01<推定震度分布図>、資料4-02<推定液状化危険度図>、資料4-03<地震動、液状化による推定建物被害率図>、資料4-04<推定津波浸水域図>、資料4-05<山・がけ崩れによる推定建物被害率図>及び資料4-06<推定火災延焼危険度図>に示すとおりである。

2 想定条件

強震断層モデル	内閣府（2012）南海トラフ巨大地震モデルの基本・陸側・東側の各ケース
津波断層モデル	内閣府（2012）「南海トラフ巨大地震モデル検討会」で検討されたモデルのうちケース①、⑥及び⑧のモデル
自然条件	①冬の深夜 ②夏の昼 ③冬の夕
対象人口	168,625人（平成22年国勢調査による常住人口）
対象建物	60,596棟（平成24年1月1日現在）
予知ケース	①予知なし 地震が予知されず、突然発生するケース ②予知あり 地震の発生が予知され、事前の避難行動等をとれる可能性があるケース

3 想定結果

想定は、地震動及津波のモデルをそれぞれ3ケースについて検討しているが、本項ではその最大となるケースを記載することとする。

なお、公表された結果については、資料編に掲載する。

(1) 震度区分別面積（最大となるケースを記載）

【陸側ケース】

推定震度	7	6強	6弱	合計
面積 (ha)	13,660	2,490	10	16,160
面積率 (%)	84.5	15.4	0.1	100.0

(2) 液状化可能性区分別面積（最大となるケースを記載）

【陸側ケース】

液状化可能性の区分	大	中	小	なし	対象外	面積の合計
面積 (ha)	1,920	2,520	960	2,440	8,420	16,260
面積率 (%)	11.8	15.5	5.9	15.0	51.8	100.0

(3) 山・がけ崩れ危険度ランク別箇所数（最大となるケースを記載）

【東側ケース】

危険度ランク別	急傾斜地危険箇所			地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
箇所数	120	51	0	0	0	0	19	0	0

ランクA：崩壊の可能性が高い

ランクB：崩壊の可能性がある

ランクC：崩壊の可能性が低い

(4) 津波浸水予測

ア 津波の高さ

ケース別	ケース①		ケース⑥		ケース⑧	
津波高 (T.P.+m)	最大	平均	最大	平均	最大	平均
	12	10	12	10	11	8

イ 津波最短到達時間

ケース別	ケース①	ケース⑥	ケース⑧	
最短到達時間 (分・四捨五入)	+50cm	3	3	5
	+1m	4	4	6
	+3m	6	6	7
	+5m	17	17	19
	+10m	18	19	19
	最大津波	19	19	19

ウ 津波浸水深

ケース別		ケース①	ケース⑥	ケース⑧
浸水面積 (ha)	1 cm 以上	1,610	1,580	970
	1 m 以上	780	770	530
	2 m 以上	480	470	290
	5 m 以上	130	130	70
	10m 以上	0	0	0

(5) 建物被害（最大となるケースを記載）

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

被害要因	被害区分	地震予知されない場合			地震予知が された場合
		冬の深夜	夏の昼	冬の夕	
地震動	全壊	約20,000	約20,000	約20,000	約20,000
	半壊	約7,300	約7,300	約6,900	約7,500
液状化	全壊	約50	約50	約50	約50
	半壊	約200	約200	約100	約200
人工造成地	全壊	約2,600	約2,600	約2,600	約2,600
	半壊	約7,800	約7,800	約7,800	約7,800
津波	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約700	約700	約600	約700
山・がけ崩れ	全壊	約30	約30	約30	約30
	半壊	約80	約80	約80	約80
火災	全焼	約1,400	約1,800	約4,100	約400
建物被害合計	全壊及び焼失	約24,000	約25,000	約27,000	約23,000
	半壊	約16,000	約16,000	約16,000	約16,000
建物棟数（平成24年1月1日現在）		60,596	60,596	60,596	60,596
建物被害率 (%)	全壊及び焼失	39.6	41.3	44.6	38.0
	半壊	26.4	26.4	26.4	26.4

「－」は、被害がわずかであることを示す。

注 1 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- 2 全壊とは、災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊をいう。
- 3 半壊とは、災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊をいう。
- 4 建物被害率とは、建物被害棟数を建物棟数で除して得た率をいう。

(6) 人的被害の想定結果

【地震動：陸側ケース、津波ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	地震予知がされない場合			地震予知がされた場合		
		冬の深夜	夏の昼	冬の夕	冬の深夜	夏の昼	冬の夕
建物倒壊(うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)	死者数	約800 (約90)	約400 (約70)	約600 (約70)	約200 (約20)	約100 (約20)	約200 (約10)
	重傷者数	約2,300 (約300)	約4,700 (約200)		約700 (約60)	約1,400 (約50)	
	軽傷者数	約3,900 (約1,100)	約5,200 (約800)		約1,100 (約200)	約1,500 (約200)	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約400	約300	約200		
		重傷者数	約20	約10			
		軽傷者数	約30	約20			
津波	早期避難率低	死者数	約900	約1,200	約900	約100	約100
		重傷者数	約100	約100		約10	約10
		軽傷者数	約200	約200		約20	約20
山・がけ崩れ	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	-		-	-	
	軽傷者数	-	-		-	-	
火災	死者数	約100	約70	約300	約10	-	約10
	重傷者数	約30	約40		約10	約10	
	軽傷者数	約80	約100		約20	約20	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者数	-	約10		-	-	
	軽傷者数	-	約20		-	-	
死傷者 数 合 計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約1,300	約800	約1,200		
		重傷者数	約2,300	約4,800			
		軽傷者数	約4,000	約5,300			
死傷者 数 合 計	早期避難率低	死者数	約1,900	約1,700	約1,800	約400	約300
		重傷者数	約2,400	約4,900		約700	約1,400
		軽傷者数	約4,100	約5,500		約1,200	約1,500
人口		168,110	173,859	175,616	168,110	173,859	175,616

「-」は、被害わずかであることを示す。

空欄は、数値として想定されていない。

注 1 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

2 倒壊とは、建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当をいう。

3 重傷者とは、1ヶ月以上の治療を要する負傷者をいう。

4 軽傷者とは、1ヶ月未満の治療を要する負傷者をいう。

5 人口は、静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)「表IV-1.2 市町別時間帯別の人口推移値」による。

12-4 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である

1 概要

遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。

遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。

過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。

過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。

2 特徴等

津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。

遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。

遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。

遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

磐田市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

磐田市、静岡県及び磐田市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

13-1 磐田市

1 磐田市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災会の育成指導その他住民の地震対策の促進

- (4) 防災知識の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難のための立退きの指示（以下「避難指示」という。）に関する事項
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 磐田市消防団

- (1) 災害予防、警戒及び災害応急活動
- (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助活動
- (3) 予警報の伝達
- (4) その他災害現場の応急作業

1 3 - 2 静岡県

- (1) ふじのくに危機管理計画「地域防災計画編 地震対策の巻」及び「津波対策の巻」に掲げる所掌事務
- (2) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整

1 3 - 3 静岡県警察本部（磐田警察署）

- (1) 地震予知情報等の受理及び伝達
- (2) 地震予知情報等の広報
- (3) 危険地域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集

1 3 - 4 指定地方行政機関

1 総務省東海総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (6) 非常通信協議会の運営に関すること。

2 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- (1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。
- 3 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
 - (1) 事業場に対する地震防災対策の周知指導
 - (2) 事業場の被災状況の把握
- 4 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- 5 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）
 - 管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - (1) 災害予防
 - ア 所管施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - (2) 初動対応
 - 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - (3) 応急・復旧
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
- 6 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
 - (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
 - (4) 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
 - (5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
 - (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
 - (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
 - (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、回輸送、代替輸送等の指導
 - (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との

連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
- (11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

7 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

- (1) 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
- (2) 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達
- (3) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動
- (4) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
- (5) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

8 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- (1) 知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと。
- (2) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- (3) 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守
- (4) 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
- (5) 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること。

9 国土地理院中部地方測量部

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

10 環境省関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

11 環境省中部地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

12 防衛省南関東防衛局

- (1) 所管財産使用に関する連絡調整
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

13-5 指定公共機関

1 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）

- (1) 郵便事業の運営に関すること。
- (2) 施設等の被災防止に関すること。
- (3) 利用者の避難誘導に関すること。

- (4) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること。
- 2 日本赤十字社（静岡県支部）
 - (1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること。
 - (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
 - (3) 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
 - (4) 義援金の募集に関すること。
 - (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。
 - (6) その他必要な事項
- 3 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）
 - (1) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること。
 - (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと。
 - (4) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること。
- 4 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）
 - (1) 交通対策に関すること。
 - (2) 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること。
- 5 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
 - (2) 列車の運転規制措置
 - (3) 旅客の避難、救護
 - (4) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - (5) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - (6) 施設等の整備
- 6 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報
 - (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- 7 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両（大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両をいう。以下同じ。）の確保
- 8 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - (2) 復旧用資材等の整備
 - (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- 9 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - (1) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- 10 一般社団法人日本建設業連合会（中部支部）、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

- 11 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - (1) 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。
- 12 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリ等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送

13-6 指定地方公共機関

- 1 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
 - (1) 医療救護施設における医療救護活動の実施
 - (2) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - (3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- 2 サラエナジー株式会社
 - (1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
 - (3) 施設設備の耐震予防対策の実施
 - (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- 3 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）
 - (1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - (4) 燃料の確保に関する協力
 - (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- 4 静岡県道路公社（西部管理センター）
 - (1) 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検
 - (2) 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備
 - (3) 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
- 5 天竜浜名湖鉄道株式会社
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
 - (2) 列車の運転規制措置
 - (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- 6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
 - (1) 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状

況を放送すること。

(3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備

7 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）、商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部）

防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保

8 一般社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路交差点での交通整理支援

9 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）

(1) 所管施設の耐震性の確保等の災害予防措置

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時において関係機関等に対する用水状況の情報提供

(3) 応急・復旧

ア 関係機関との連携による応急対策の実施

イ 所管施設の緊急点検

ウ 農業用水及び非常用水の確保

10 公益社団法人静岡県栄養士会

ア 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）等への食料品の供給に関する協力

イ 避難所（被災者が避難生活を送るため、あらかじめ指定した指定避難所をいう。以下同じ。）における健康相談に関する協力

11 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

13-7 その他の防災関係機関等

1 一般社団法人磐田市医師会、一般社団法人磐周医師会、磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田市薬剤師会

(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施

(2) 検案（特定非営利活動法人磐田市薬剤師会を除く。）

(3) 災害時の口腔ケアの実施（磐周歯科医師会）

2 磐田商工会議所、磐田市商工会、商工業関係団体

(1) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力

(2) 災害時における物価安定についての協力

(3) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

3 遠州中央農業協同組合、遠州漁業協同組合

(1) 農林水産物の被害調査についての協力

(2) 災害時における農・水産物の確保

(3) 農林水産物等の災害応急対策についての指導

4 建設業関係団体

災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力

5 磐田市自治会連合会

(1) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力

(2) 住民に対する情報の連絡、収受

(3) 避難誘導、避難所の運営に関する協力

(4) 被災者に対する応急救護、炊き出し、救援物資等の配分に関する協力

6 防災上重要な施設の管理者

- (1) 所管に係る施設についての防火管理
- (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- (3) 当該施設に係る災害復旧

7 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・設備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (10) 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
 - ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - イ 津波警報等の収集及び伝達
 - ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

13-8 自衛隊

1 陸上自衛隊東部方面隊ほか

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

2 海上自衛隊横須賀地方総監部ほか

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

3 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

第2編 平常時対策

この編では、地震・津波発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時における的確な防災対策が講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及、防災訓練、自主防災活動等の充実等について定める。

第1章 防災知識の普及

(市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 第17節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

計画作成の主旨

地震・津波による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民及び各組織等を対象に、地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図るものとする。

計画の内容

21-1 磐田市

市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対する教育を行う。また、市民自らが生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、市民に対して学校教育、社会教育等あらゆる機会を通じて、地震に関する知識と市民が実施すべき対策について啓発指導を行うものとする。

なお、市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波を含む地震防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

1 市職員に対する教育

市職員として行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行うものとする。

- (1) 地震・津波等の防災に関する基礎知識
- (2) 東海地震等の発生に関する知識
- (3) 第4次地震被害想定の内容
- (4) 「磐田市災害に強い地域づくり条例」(平成23年条例第30号。資料1-01)及び「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (5) 「磐田市地域防災計画(地震・津波災害対策編)」の内容と市が実施している地震等の防災対策
- (6) 東海地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担)
- (8) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらに基づきとられる措置
- (9) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (11) 家庭における地震等の防災対策と自主防災会の育成強化対策
- (12) 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(6)から(9)までについては、年度当初に各課、事務所等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。また、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれ

が定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか、市教育委員会は、「静岡県学校安全教育基本目標」（県教育委員会編）及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」（県教育委員会編）に準じて、それぞれ教職員に対して教育を行うものとする。

2 生徒等に対する教育

教育委員会は、市立の学校等に対し、幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また市は、私立の学校等に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

なお、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等において継続的な防災教育に努めるものとする。

(1) 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて実践する。

ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組みを活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

(2) 中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

3 市民に対する防災知識の普及

市は、地震・津波発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。特に、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月の「地震防災強化月間」については、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災会及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

(ア) 東海地震等の基礎的な知識

(イ) 第4次地震被害想定の内容

(ウ) 「磐田市災害に強い地域づくり条例」及び「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策

(エ) 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策

- (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基本的知識
- (カ) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- (キ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (ク) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ケ) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (コ) 津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 避難地（災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するため、あらかじめ指定した指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難路その他避難対策に関する知識
- (シ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (ス) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (セ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (ソ) 避難生活に関する知識
- (タ) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
- (チ) 安否情報の確認のためのシステム
- (ツ) 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性
- (テ) 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性
- (ト) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許さない」意識の普及・徹底

イ 手段・方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映像教材及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材などを活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(2) 社会教育を通じての啓発

市又は市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災知識の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(5) 外国人に対する啓発

市は、外国語版パンフレット、外国語版のビデオ等を活用して普及啓発を図る。

(6) 相談窓口等

市はそれぞれの部署において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

ア 総括的な事項 …………… 危機管理課、各支所市民生活課

イ 建築等に関する事項 …………… 建築住宅課

4 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

2 1 - 2 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第2章 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震等による被害は、「第4次地震被害想定」で述べたとおり激甚かつ多様である。このような大災害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、住民一人ひとりが十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等各種団体と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため、市は的確な自主防災活動ができるようその基準等を示すものである。

計画の内容

2 2 - 1 市民の果たすべき役割

東海地震等の被害を軽減するうえで、市民の果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分たちの安全は自らの手で守る意欲（自助・共助）をもち、平常時から地震発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

1 平常時から実施する事項

- (1) 地震防災に関する知識の習得
- (2) 地域の危険度の理解

- (3) 家庭における防災の話し合い
- (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- (5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
- (6) 家屋の補強等
- (7) 家具その他落下倒壊危険物の対策
- (8) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
- (9) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分、飲料水については、1人1日3リットルを基準として7日分）
- (10) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
- (11) 自動車のこまめな満タン給油
- (12) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
- (13) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
- (14) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

2 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項

平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として、概ね次の事項が実施できるようにする。

- (1) 正確な情報の把握
 - (2) 火災予防措置
 - (3) 非常持出品の準備
 - (4) 適切な避難及び避難生活（警戒宣言発令時に避難を実施する避難対象地区の住民に限る。）
 - (5) 自動車の運転の自粛
- ## 3 地震災害発生後に実施が必要となる事項
- (1) 出火防止及び初期消火
 - (2) 地域における相互扶助による被災者の救出活動
 - (3) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - (4) 自力による生活手段の確保

2 2 - 2 地域における自主防災会の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災会のもとで住民が協力して実施することが効果的である。自主防災会は、市や防災機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

(2) 「自主防災地図」の作成

自主防災会は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(3) 「自主防災会の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災会構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておくものとする。

(4) 「自主防災会の台帳」の作成

自主防災会が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災会の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災会ごとに概ね次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、要配慮者台帳の整備にあたっては、要配慮者本人からの申請に基づくことを原則とし、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等の協力を得て、台帳の整備に努めるものとする。また、個人情報保護の観点から、台帳の管理については最大限の注意を払うこととする。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 要配慮者台帳

ウ 防災活動支援に関わる知識、技能を有する人材台帳

エ 自主防災会台帳

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 「避難生活計画書」の作成

警戒宣言発令時の避難対象地区（津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域）の住民等の避難生活、地震発生後の被災住民及び延焼火災危険予想地域の住民のうち避難が必要な住民の避難所生活が円滑に行われるように、県が示した自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災会ごとに「避難生活計画書」を作成するよう努める。

(7) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災会、職域の防災組織、市と有機的な連携をとるものとする。

また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

イ 出火防止及び初期消火の訓練

ウ 避難訓練

エ 救出及び救護の訓練

オ 炊き出し訓練

(8) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

2 警戒宣言発令時の活動

警戒宣言発令時から地震発生までの間は、自主防災会の組織員全員が協力して、地域における地震防災応急対策を実施する。活動内容は第4-2編「地震防災応急対策」で定める。

3 地震発生後の活動

地震発生後においては消火活動等の災害応急対策を実施する。活動内容は第5編「災害応急

対策」で定める。

2 2 - 3 事業所等の果たすべき役割

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。

2 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言発令時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

3 防災力向上の促進

- (1) 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (2) 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

4 事業継続計画の取り組み

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

2 2 - 4 市の指導及び助成

市は、自主防災に関する認識を深める広報等を進めるとともに、市民の自主防災会づくり又は組織の充実に必要な資料の提供、助言又は必要な援助等を行うことにより、自主防災会の設置促進及び育成を図るものとする。

1 自主防災会づくりの指導と助言

市及び磐田市自治会連合会は、自主防災会を結成しようとする自治会等に対して積極的に資料の提供、指導及び助言を行い、その推進を図るものとする。

2 自主防災会に関する意識の高揚

市及び磐田市自治会連合会は、広報誌、パンフレット、講演会等を通じ、自主防災に関する市民の認識を高め、自主防災会の充実を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び自主防災会における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

3 自主防災会の活動の促進

市は消防署、消防団等と有機的な連携を図り、自主防災会の行う会議、研修会、訓練及び津波避難計画の作成等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の充実を図るものとする。

4 自主防災会への助成

自主防災会の活動に必要な防災用資機材及び防災倉庫の整備を促進するため必要な助成を行うものとする。

2 2 - 5 自主防災会と消防団の連携

1 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災会の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行うほか、消防団OBが自主防災会の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

2 消防団と自主防災会の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第3章 地震・津波防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震・津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

2 3 - 1 磐田市

1 防災訓練の内容

市は、国、県、防災関係機関及び自主防災会と共同し、又は単独で次の訓練を実施する。訓練にあたっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合又は突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるとともに要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。なお、会場型訓練のほか、図上訓練、イメージトレーニングを実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

- ア 職員の動員（磐田市災害対策本部設置準備のための職員招集）
- イ 南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報
- エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- キ 消防、水防活動
- ク 救出・救助
- ケ 避難生活
- コ 道路啓開
- サ 応急復旧

(2) 地域防災訓練

- ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災会を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等にも配慮した訓練を実施する。

(3) 津波避難訓練

- ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」に、津波避難訓練を実施する。
- イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、静岡県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。

(4) 個別防災訓練

総合防災訓練等とは別に個別防災訓練を実施する。その主要なものは次のとおりである。

ア 情報の収集・伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時は、正確で迅速な情報の収集、伝達が防災対策の基本となることから、県、防災関係機関及び自主防災会と連携、協力して実施する。

なお、この場合、段階的に情報量や参加機関等を増やし、訓練の高度化を図るように留意する。

また、訓練にあたっては、有線電話のふくそう又は途絶や勤務時間外等の条件を加えるものとする。

イ 職員の動員訓練

適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。動員訓練にあたっては、災害対策本部、支部の設置、各班の地震防災応急対策の確認、検討も併せて実施する。

ウ 部門別の訓練

部（局）・課・支所及び施設は、それぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、前記ア、イを参考に部（局）・課・支所及び施設において定める。

訓練の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 消防の災害活動訓練
- (イ) 水道部局の給水等応急措置訓練
- (ウ) 学校、病院、福祉施設等の避難等安全対策訓練

2 県の実施する訓練への参加

県が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。この場合の訓練は、前記1(1)の総合防災訓練に定めるもののほか、静岡県西部地域局との連携又は協議して定めた事項について実施する。

3 防災訓練のための交通の禁止又は制限

市長は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することを県公安委員会に対し申請し、許可を受けるものとする。その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料14-07<地震防災訓練に係る交通規制標識>に掲げる標示を設置する。

4 訓練の評価

訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

23-2 防災関係機関

各防災関係機関は、それぞれ定めた南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を実施するほか、市の実施する総合防災訓練、地域防災訓練に積極的に参加するものとする。

23-3 地震防災応急計画を作成すべき事業所

地震防災応急計画又は対策計画を作成すべき事業所は、それぞれ又は共同して、あらかじめ定めた計画及び法令の定めるところにより地震防災訓練を実施する。また、市その他防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

23-4 自主防災会等

自主防災会等は、それぞれ又は共同して、あらかじめ定めた防災計画等により地震防災訓練を随時実施するものとする。また、市その他防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

第4章 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震動及び津波による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は被害を軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。この場合、地震・津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

また、市は第4次地震被害想定をもとに策定した県の「地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的、効果的な地震対策を進める。

計画の内容

24-1 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 4 - 2 消防用施設の整備

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる次の施設の整備に努めるものとする。

- 1 消防団による避難誘導のための拠点施設
- 2 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 3 消防本部又は消防署若しくはその分遣所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 4 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 5 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- 6 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- 7 その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

2 4 - 3 火災の予防対策

市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次に掲げる事項について指導を進めるものとする。

1 一般家庭等における対策

(1) 燃焼器具の対策

- ア 石油ストーブ 地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用するよう徹底を図る。
- イ 家庭用小型燃料タンク 不使用時は、燃料タンクの元バルブを閉止するほか燃料タンクは、転倒防止措置を講ずる。
- ウ LPガス消費設備 不使用時は、ボンベの容器バルブを閉止する。また、ボンベに鎖等による転倒防止措置を講ずるとともに、ガス放出防止器等の取り付けを促進する。
- エ 都市ガス 不使用時には元バルブを閉止する。

(2) 石油類、ガス類その他引火性又は発火性物品は、その保管場所を考慮し、転倒、落下、漏えい防止措置を講ずる。

2 消防機関による対策

(1) 危険物施設、少量危険物施設

県が示した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき施設の安全性向上の指導を行うとともに、関係事業所等に対して地震防災応急計画の作成を指導し、警戒宣言発令時及び地震発生時における安全対策を徹底する。

(2) 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、スーパーマーケット、旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策については、立入検査による個別指導のほか防火管理者等に対する研修会を開催して指導の徹底を図る。

(3) 病院等要配慮者を受入れする施設

病院、社会福祉施設等要配慮者を受入れする施設における出火防止対策については、講習会の開催、立入検査の実施によりその徹底を図る。

3 工場、事業所等における対策

(1) 工場、事業所等のうち地震防災応急計画及び対策計画を作成するものにあつては、その計画に基づき火災予防対策を実施する。その他の工場、事業所等にあつても、施設点検等を実施して対策を講ずるものとする。

(2) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設では、次のような自然発火が生じないよう予防措

置を講ずることを指導する。

ア 可燃物と酸化剤の接触による発火

イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、炭化カルシウム（カーバイド）その他浸水による発火

2 4 - 4 建築物等の耐震対策

1 建築主等による耐震性の向上

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

(2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。

2 市による耐震性の向上

次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

(2) 自主防災会の活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

(3) 建築主及び建築設計者等へ下記についての啓発を行う。

ア 新築建築物

「静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底

イ 既存建築物

「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

(4) プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業による昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震診断及び耐震補強の促進化を図る。

3 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努めるものとする。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

5 家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導を行う。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。

6 ブロック塀等の倒壊防止

- (1) 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm以下の高さとする。
- (2) 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。
- (3) 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

7 ガラスの飛散防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

8 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

9 供給ラインの耐震化

- (1) ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。
- (2) ライフライン事業者及び施設管理者は、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- (3) ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

24-5 被災建築物等に対する安全対策

市は「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

24-6 地盤災害の予防対策

市は地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

1 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

2 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

3 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

4 大規模盛土造成地対策の推進

地震時において、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

5 災害危険区域の周知・指導

市長は、地震、津波により著しい危険が生ずるおそれのある区域として、建築基準法第39条

に基づき災害危険区域が指定された場合には、関係する住民にその旨を周知するとともにその対応について指導するものとする。

24-7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該建築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。また、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識 交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

24-8 危険予想地域における災害の予防

1 避難計画の策定

市は、次の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

(1) 要避難地区の指定

市長は、4次地震被害想定の結果等から判断して、津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として、次のとおり指定するものとする。

ア 避難対象地区の指定

市長は、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）として次に掲げる地域を指定する。

(ア) 津波危険予想地域 津波による浸水が予想される地域

(イ) 山・がけ崩れ危険予想地域 山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域

なお、避難対象地区は、資料17-04<避難対象地区一覧表>のとおりである。

イ 延焼火災危険予想地域

市長は、地震発生後に延焼火災の発生の危険が予想される地域として、延焼火災危険予想地域を指定する。なお、延焼火災危険予想地域は、資料17-01<指定緊急避難場所一覧表>の4のとおりである。

(2) 避難地、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。特に津波避難地（屋内施設を含む）・津波避難施設にあっては、津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。なお、避難地は、資料17-04<避難対象地区一覧表>のとおりである。

イ 延焼火災発生時における避難のため広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ、一次避難地を指定する。

なお、広域避難地等は、資料17-01<指定緊急避難場所一覧表>の4のとおりである。

ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する津波避難施設として公共施設を指定するほか民間施設についても協定などを締結し、確保するものとする。なお、避難施設の確保が困難な地域について、避難タワー等の避難施設を整備するものとする。また、津波避難施設を津波による浸水のおそれがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。

津波避難施設は、資料17-01<指定緊急避難場所一覧表>の5のとおりである。

エ 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 避難誘導體制の整備

ア 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段・内容、避難地、避難路等及び避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、消防機関による津波からの円滑な避難の確保等のために市が実施すべき事項は、次のとおりとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災会等の津波避難計画作成等に対する支援

(エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

ウ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

(2) 津波危険予想地域における予防措置

要避難地区のうち津波危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。

ア 津波危険予想図

市は県と協力し、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、津波警告標示板、海拔表示板等の設置等住民への広報に努める。

イ 避難方法等の周知

市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

ウ 避難対策

- (ア) 市長は、海岸及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。
- (イ) 市は県と協力して、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。
- (ウ) 市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

エ 津波監視施設の整備

消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。

オ 警戒宣言発令時における避難行動の周知

市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

カ 地震発生時における避難行動の周知

市長は、当該地域の住民に対して地震を感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

キ 水門、陸閘の操作

水門等の管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに陸閘の常時閉鎖を推進する。

(3) 山・がけ崩れ危険予想地域における予防措置

要避難地区のうち山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。

ア 山・がけ崩れ危険予想地域図

市は県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 住民への危険性の周知

市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに当該地域の住民に対して危険性の周知に努める。

ウ 地震発生時における避難行動の周知

市長は、強い地震を感じた場合には、直ちに危険箇所から離れ、避難地等（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

3 津波災害予防対策の推進

(1) 津波災害予防対策の基本方針

津波災害対策の検討にあたっては、次の二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進めるものとする。

ア 最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策

イ 比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

(2) 津波に強いまちづくり

ア 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。

ウ 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

エ 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

オ 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

カ 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。

キ 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

ク 市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。

ケ 市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解できるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。

コ 津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急通報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

サ 県及び市町は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

24-9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速・的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

1 市が実施すべき事項

- (1) 自主防災会、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- (2) 自主防災会の救出活動用資機材の配備の推進
- (3) 救出技術の教育、救出活動の指導

(4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

2 自主防災会、事業所等が実施すべき事項

(1) 救出技術、救出活動の習得

(2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施

(3) 地域における自主防災会と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

24-10 要配慮者への支援

要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般災害対策編第2章「災害予防計画」第24節「要配慮者支援計画」に準ずる。

24-11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 市が実施すべき事項

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄

イ 市内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の流通在庫調査の実施

ウ 緊急物資調達等に関する他市町村及び防災関係機関との応援協定の締結

エ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄

オ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定

カ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討

キ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導

ク 給食計画の策定

(2) 市民が実施すべき事項

ア 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄

イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備

ウ 自主防災会等を通じての助け合い運動の推進

エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(3) 市の緊急物資調達のための事前準備

ア 危険度の試算、各種調査等を基礎に調達が必要な緊急物資及び必要量を資料16-01<緊急物資調達計画>のとおり定める。

イ 大量調達が可能な市内の製造、卸売業者等のうちから調達予定先を選定する。

ウ 市長は、調達予定先と緊急物資調達に関する協定を締結する。

エ 緊急物資の調達について県へ要請する緊急物資及びその数量を資料16-01<緊急物資調達計画>のとおり定める。

オ 被害の状況に応じ、緊急物資の集積・配布を円滑に行うため、物資の集積場所等を資料16-02<緊急物資集積場所及び配分場所一覧表>のとおり定める。

(4) 市民に対する指導の具体的内容

ア 緊急物資の備蓄

米、乾パン、乾麺、粉ミルク、漬物、佃煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食料を1週間分程度、テント（ビニールシートを含む。）、寝具（毛布、寝袋等）及び非常持出品

イ 非常持出品の準備

非常持出品の内容は、それぞれの地区の危険度、避難距離、家族構成等により異なるが、概ね次の基準による。

- (ア) 必ず準備するもの 食料(長期保存可能なもの3日分程度)、3日分程度の飲料水、救急薬品(消毒薬、胃腸薬、カゼ薬、包帯、三角巾、油紙、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等)、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、携帯トイレ、トイレットペーパー、石けん、食器、鍋又は飯ごう、箸、スプーン類、ビニール袋
- (イ) 必要により準備するもの 燃料(固形燃料等)、工具等、毛布、生理用品
- (ウ) 自主的判断によるもの 貴重品、その他(貴重品については、警戒宣言が発令されたときは「必ず準備するもの」に含める。)

ウ 助け合い運動の実施

自主防災会活動の一環としてそれぞれの地区の実情に応じ指導する。

エ 緊急物資共同備蓄の推進

市民個々の非常持出品のほか、自主防災活動に必要な医薬品、トランシーバー等を含めて自主防災会ごとに計画を進めるよう指導する。

2 飲料水の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
- エ 上水道工事業者等との協力体制を確立する。
- オ 簡易水道組合に対し、応急給水対策等に必要な指導、助言を行う。

(2) 市民が実施すべき事項

ア 家庭における貯水

- (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震等により水もれ又は破損しないものとする。

イ 自主防災会を中心とする飲料水の確保

- (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
- (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (ウ) ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要な資機材等の整備に努める。

3 燃料の確保

(1) 県

県は、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの)の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。

(2) 重要施設の管理者等

重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備

蓄等を行うよう努めるものとする。なお、燃料の調達にあたっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

4 医療救護

(1) 市が実施すべき事項

- ア 直接地域住民の生命、健康を守るため「磐田市医療救護計画」（資料18-01）を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
- イ 救護病院のうち大規模災害時に医療救護活動が実施可能なものを指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。
- エ 救護班（DMA T等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送（航空機による被災地外の医療機関への搬送をいう。以下同じ。）等の対応策を作成する。航空機により、被災地外の医療機関へ搬送
- オ 家庭救護の普及を図る。

(2) 市民が実施すべき事項

- ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。
- ウ 献血者登録に協力する。

(3) 自主防災会が中心となって実施すべき事項

- ア 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
- ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材の整備を行う。

5 防疫及び保健衛生活動

(1) 市が実施すべき事項

- ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
- イ し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を準備する。
- ウ 防疫用薬剤の備蓄及び調達計画を作成する。
- エ 市民が行う防疫及び保健衛生活動の指導をする。
- オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(2) 市民が実施すべき事項

- ア し尿の自家処理に必要な資材・器具を整備する。
- イ し尿の共同処理について助け合いをする。
- ウ ペット動物の飼育に必要な餌、水を確保し、逃亡を防ぐ措置を講ずる。

6 清掃活動

- (1) 市は、被害想定に基づき、震災時廃棄物（し尿、ごみ）処理計画を定める。
- (2) 市は、市民及び自主防災会に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

7 避難所の指定及び資機材等の整備

市は地震発生に備えあらかじめ避難所を指定するとともに必要な資機材等を整備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(1) 避難所の指定

市長は、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難

所を指定する。なお、市の指定する避難所は、資料17-02<指定避難所一覧表>のとおりである。

(2) 避難所資機材等の整備

避難所には、必要に応じて次に掲げる設備、資機材等を整備する。なお、要配慮者に配慮した資機材等についても整備に努めるものとする。

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
- エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- オ 給水用機材
- カ 救護所及び医療資機材
- キ 物資の集積所
- ク 仮設の小屋又はテント
- ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
- コ 防疫用資機材
- サ 清掃用資機材
- シ 工具類

8 救援・救護のための標示

- (1) 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速、かつ、的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に、資料12-04<公共建物番号標示一覧表>のとおり番号を標示する。
- (2) 市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

9 応急仮設住宅

- (1) 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

2 4 - 1 2 緊急輸送活動体制の整備

- 1 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 2 建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、市は将来にわたる担い手確保のため、建設業界の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。
- 3 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案しておくものとする。
- 4 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

2 4 - 1 3 災害廃棄物の処理体制の整備

市は次に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」を参考に、災害廃棄物処理計画を定める。

2 災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

24-14 公共土木施設等の応急復旧

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

24-15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

24-16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため車両の整備を図る。

24-17 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者、管理者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

- 1 文化財等の耐震措置の実施
- 2 安全な公開方法、避難方法の設定
- 3 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- 4 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- 5 文化財等の搬出、復旧のための総合支援体制の整備
- 6 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

24-18 事業継続体制の確保

市及び事業所等は、事業継続計画の策定などにより、事業継続性を図るものとする。また、実効性のある事業継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1章 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- ① 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
- ② 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- ③ 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

3 1 - 1 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水利の確保に必要な施設の整備を図る。

2 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速、かつ、的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。

さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

3 1 - 2 地域の防災構造化

1 避難地の整備

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。

2 避難路の整備

幹線避難路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

3 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活

動の円滑化を図る。

4 共同溝、電線共同溝等の整備

災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民と調整を行いつつ整備を図る。

5 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 1 - 3 緊急輸送路の整備

1 道路の整備

- (1) 緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- (2) 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。
- (3) 市の防災上重要な拠点と知事が指定した緊急輸送路を結ぶ道路を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。
- (4) 市指定緊急輸送路は資料14-04<緊急輸送路>のとおりである。

2 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

3 1 - 4 防災上重要な建物の整備

1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

2 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

3 学校等施設の整備

生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

5 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

6 地域防災拠点施設の整備

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練等を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

3 1 - 5 災害防止事業

1 山・がけ崩れ等の防止

- (1) 地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

(2) ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

2 津波による災害の防止

津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命、身体及び財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川、海岸及び漁港施設の整備を図る。

3 1-6 災害応急対策用施設等の整備

1 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

2 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

3 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

4 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2章 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第3章 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく、地震防災緊急事業五箇年計画を実施する。実施に当たり目標として「磐田市地域目標（磐田市地震・津波対策アクションプログラム）」を策定し、その目標に即して地震防災上緊急に整備すべき施設等について実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

第4章 津波避難対策緊急事業計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波から市域並びに市民の生命及び身体を保護するため、津波から避難するため緊急に整備すべき施設等について南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を次のとおり定め、津波避難対策緊急事業を実施する。事業の実施期間は平成25年度からおおむね5年間である。

34-1 避難施設の整備

津波からの避難の用に供する避難施設の整備に関する具体的な目標及びその達成の期間は、次のとおりである。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期
雁代地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度
福田南地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度

34-2 避難路の整備

避難場所までの避難の用に供する避難路の整備に関する具体的な目標及びその達成の期間は、次のとおりである。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期
雁代地区	避難路の整備事業	1箇所	平成30年度

第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとする。

また、市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害 応急対策に係る措置

4 1 - 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、災害時職員配備基準に基づく事前配備体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

4 2 - 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、災害時職員配備基準に基づく災害警戒本部体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	災害警戒本部体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達

	<p>イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。</p> <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>
--	--

4 2 - 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 2 - 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 2 - 4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

4 3 - 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害時職員配備基準に基づく災害対策本部体制 I をとり、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	<p>災害対策本部体制 I</p> <p>本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>イ 必要な事業を継続するための措置</p> <p>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p>

	エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
--	--

4 3 - 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 3 - 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 3 - 4 避難対策等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。

なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

(1) 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

(2) 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

4 3 - 5 地域住民等の事前避難行動等

(1) 基本方針

市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。

(2) 事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、全ての住民等が後発地震に備え避難を継続すべき「住民事前避難対象地域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえ設定しないものとする。

ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者等については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、高齢者等事前避難対象地域を以下の通り設定する。

ア 高齢者等事前避難対象地域

津波防災地域づくり法（平成23年法律第123号）に基づく「磐田市津波防災地域づくり推進計画」の津波避難対象区域

イ 事前避難の対象者

地震発生後では津波からの避難が間に合わないことが懸念され、事前避難を必要とする者（避難行動要支援者を含む）とする。

(3) 高齢者等避難の発令基準

市長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、高齢者等避難を発令するものとする。

(4) 高齢者等避難の伝達方法

市長は、高齢者等避難を発令したときは、直ちに避難情報が出された地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

(6) 避難計画の作成

市町は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

4 3 - 6 避難所の設置及び運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を継続する住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

市があらかじめ検討し、定めた施設に設置するものとする。

ウ 設置期間

国が南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行くことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

4 3 - 7 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

4 3 - 8 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

4 3 - 9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取り組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

4 3 - 1 0 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

4 3 - 1 1 交通

(1) 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

4 3 - 1 2 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

(1) 道路

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 河川及び海岸保全地域

水門等について閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認し、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。

(3) ため池、用水路

ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(4) 水道供給施設

溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

(5) 災害応急対策上重要な庁舎

災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置等の措置を行う。

4 3 - 1 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

(1) 各施設が共通して定める事項

ア 情報の伝達

イ 必要な事業を継続するための措置

ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

エ 施設及び設備等の点検

オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置

カ 防災対応実施要員の確保等

キ 職員等の安全確保

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

ア 病院

耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。

また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。

イ 学校等

児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について

(ア) 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校は1週間程度の休校措置を行う。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。

(イ) 上記以外の地域にある学校等については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。

ウ 社会福祉施設

情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討する。

事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を

あらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

4 3 - 1 4 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、県と連携し、帰宅支援等必要な対策を進めるものとする。

市町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第4-2編 地震防災応急対策

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市、市民、自主防災会、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時における地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施にあたっては、市、防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

4 2 1 - 1 東海地震注意情報が発表されたとき等の市の行う活動

1 防災体制の確保

東海地震注意情報が発表されたとき、市長は、必要な職員を参集させ磐田市防災センター（以下「防災センター」という。）に磐田市地震災害警戒準備室（以下「警戒準備室」という。）を、各支所に支部を設置し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて磐田市地震災害警戒本部を迅速に開設できるように準備する。

なお、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集させ情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

2 応急対策の内容

東海地震注意情報発表時において警戒準備室及び支部が実施する応急対策の主なものは、次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報の住民等への伝達、その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- (2) 東海地震注意情報が発表されたときの応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

- (3) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- (4) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- (5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- (6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- (7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- (8) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
- (9) 津波危険予想地域及び山・がけ崩れ危険予想地域の避難のための避難地の開設
- (10) 磐田市地震災害警戒本部及び支部の設置準備
- (11) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
 - ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため、県職員の派遣等必要な事項についての要請
 - イ 必要に応じ、磐田警察署に対し、交通規制その他社会秩序の維持についての要請
 - ウ 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況の県への報告
- (12) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 消防機関の措置

- (1) 消防本部（消防署を含む。以下同じ。）は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報
- (2) 消防団は、団員の連絡体制の確保
- (3) 必要に応じて住民等の避難誘導

4 2 1 - 2 東海地震注意情報が発表されたとき等の防災関係機関の活動

1 防災体制の確保

東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

2 応急対策の内容

東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については、各々の防災業務計画等に定める。

- (1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有
- (2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

4 2 1 - 3 警戒宣言発令時の市の活動

1 磐田市地震災害警戒本部等の設置及び廃止

- (1) 市長は、警戒宣言が発令されたときは、防災センターに磐田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を各支所に支部を設置する。
- (2) 災害対策基本法の規定による災害対策本部が設置されたとき及び大規模地震対策特別措置法の規定による警戒解除宣言があったときは、警戒本部を廃止する。

2 所掌事務

- (1) 警戒本部が所掌する地震防災応急対策の事務の主なものは、次のとおりである。
 - ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集

及び伝達

イ 県への報告、要請等静岡県地震災害警戒本部西部方面本部との地震防災活動の連携

(ア) 静岡県地震災害警戒本部西部方面本部（以下「県西部警戒本部」という。）に対し、地震防災応急対策の実施のため職員の派遣等必要な事項を要請する。

(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を磐田警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県西部警戒本部、県警察本部等にそれぞれ要請する。

(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県西部警戒本部に報告する。

ウ 避難指示及び警戒区域の設定

エ 消防職員及び消防団員の配備等災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 緊急輸送の実施

ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入

ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

コ 自主防災活動の指導、連携

サ その他地震防災上の措置

(2) 部・班及び支部は、資料2-10＜磐田市地震災害警戒本部における事務分掌＞に定める事務を分掌する。

3 組織及び職務

警戒本部の組織は、資料2-09＜磐田市地震災害警戒本部編成図＞の定めるところによる。

(1) 本部長

ア 本部長は、市長があたる。

イ 本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

ア 副本部長は、副市長、教育長を充てる。

イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

(3) 本部員

ア 本部員は、部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会教育部長、消防長、磐田市立総合病院事務部長、理事及び消防団長の職にある者をもって充てる。

なお、静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱した者を本部員とすることができるものとする。

イ 本部員は、本部長の命を受け警戒本部の事務に従事する。

(4) 部長、次長等及び班長

ア 部長、次長等及び班長は、資料2-09＜磐田市地震災害警戒本部編成図＞に掲げる者をもって充てる。

イ 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

ウ 次長等は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

オ 部長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、部長及び班長が不在の間、職務代行者はその職務を代行する。

(5) 危機管理監

- ア 警戒本部に危機管理監を置く。
 - イ 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。
- (6) 防災戦略監
- ア 警戒本部に防災戦略監を置く。
 - イ 防災戦略監は、危機管理監を補佐する。
- (7) 本部連絡員
- ア 部に本部連絡員を置き、部（局）付職員を充てる。
 - イ 本部連絡員は、地震防災応急対策上の指示又は情報について所属部（局）との連絡の任にあたる。
- (8) 本部室等
- ア 警戒本部に地震防災応急対策の総合調整を図るため本部室を設置する。
 - イ 本部室は、防災センターに置く。
 - ウ 本部室に「磐田市地震災害警戒本部」の表示をする。
 - エ 本部室の構成員は、資料2-11<地震災害警戒本部室構成員一覧表>に定めるものとする。
 - オ 警戒本部と防災関係機関との連絡を図るため、本部室に関係機関の職員の派遣を要請することができる。
- (9) 本部会議等
- ア 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため必要に応じて本部会議を招集する。
 - イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
 - ウ 本部員は、それぞれの所掌事務に関し、地震防災応急対策の実施状況について本部会議に報告しなければならない。
 - エ 本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、班長会議を招集する。
- (10) 支部
- ア 警戒本部の地区組織として、各支所に支部を置く。
 - イ 支部の組織は、資料2-09<磐田市地震災害警戒本部編成図>の定めるところによる。
 - ウ 支部に支部長、班長その他の職員を置く。なお、支部長と班長は兼ねることができる。
 - エ 支部長は支所長を、班長は課長をもって充てる。
 - オ 支部長及び班長は、支部の職員を指揮監督し、支部の地震防災応急対策を実施する。
 - カ 支部長及び班長に事故があるときは、支部の職員のうちから支部長及び班長が指定する者がその職務を代理する。
 - キ 支部に「磐田市地震災害警戒本部〇〇支部」の表示をする。
- 4 職員の配備
- (1) 警戒本部の各班に所属する職員、支部職員及び避難所開設班員は、警戒宣言発令時には、直ちに所定の配備につき防災業務を行う。
- (2) 参集連絡体制の整備
- ア 勤務時間内における配備連絡体制は、資料12-05<東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時における配備連絡体制（勤務時間内）>のとおりである。
 - イ 夜間、休日等の勤務時間外の連絡体制は、資料12-06<東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時における配備連絡体制（勤務時間外）>のとおりである。
- (3) 支部機能の強化
- 支部機能の強化・充実を図るため、支部に職員を派遣することができる。

5 職員の心構え

- (1) 職員は、地震防災応急対策に支援協力する防災関係機関、自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
- (2) 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え若しくは住民の誤解を招き、警戒本部又は支部等の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- (3) 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

4 2 1 - 4 警戒宣言発令時の消防機関の活動

1 磐田市消防本部

(1) 組織

警戒宣言が発令されたときは、資料2-12<消防警戒本部組織図>のとおり警戒本部消防部を設置し、警戒本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、地震に伴う出火及び混乱の防止を図る。

(2) 重点所掌項目

- ア 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- イ 東海地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立
- ウ 避難対象地区における避難のための指示の伝達、避難誘導及び避難路の確保
- エ 施設、事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示
- オ 自主防災会の防災活動に対する指導
- カ 緊急用資機材の確保準備

(3) 緊急消防援助隊の受け入れの準備

災害が発生し、他都道府県からの緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、県及び代表消防機関と連携し、受入体制を準備するように努める。

2 磐田市消防団

(1) 組織

消防団の活動組織は、資料2-12<消防警戒本部組織図>のとおりとする。

(2) 任務分担

- ア 広報及び情報の収集並びに報告
- イ 消火、水防、救助活動の出動体制の確立
- ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- エ 消防水利の確認と確保（流水の堰止め等を含む。）
- オ 住民の避難誘導

4 2 1 - 5 警戒宣言発令時の静岡県警察（磐田警察署）の活動

- 1 地震関連情報（交通情報）の収集・提供
- 2 民心安定等のための広報
- 3 避難の指示の伝達、退去の確認及び避難地の安全確保・秩序維持等
- 4 社会秩序維持のための取り締まり等
- 5 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

4 2 1 - 6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動

警戒宣言が発令されたとき防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
- (3) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (4) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）
 - ア 施設対策等
 - (ア) 河川管理施設等の対策等
 - (イ) 道路施設対策等
 - (ウ) 営繕施設対策等
 - (エ) 電気通信施設等対策等
 - イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理
 - ウ 他機関との協力
 - エ 広報
- (5) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 鉄道事業者に対し、最寄り駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導
 - イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達
 - ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
- (6) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）
 - ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達
 - イ 港内における船舶交通の入港制限、禁止
 - ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達
 - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
- (7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 知事に対する東海地震予知情報の通報
 - イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説
 - ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
- (8) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

2 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）
 - ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
 - イ 郵便業務及び窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報
 - ウ 郵便物、施設等の被災防止
- (2) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - イ 列車の運転規制
 - ウ 旅客の避難、救護

- エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
- (3) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTTドコモ
 - ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
 - イ 防災関係機関の非常、重要通信の優先接続
 - ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
- (4) 日本赤十字社（静岡県支部）
 - ア 医療救護班の派遣準備
 - イ 血液製剤の確保及び供給の準備
 - ウ 救護物資の配布準備
 - エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (5) 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）
 - ア 地震に関する情報の迅速な伝達
 - イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
- (6) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）
 - ア 警戒宣言等の伝達
 - イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 交通対策
 - エ 緊急点検
- (7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
- (8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）
 - ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
 - イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請
 - ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進
 - エ 電気による災害の予防広報の実施
 - オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (10) 一般社団法人日本建設業連合会（中部支部）、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (11) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - LP ガスタンクローリ等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送

3 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備

- イ 救護班の派遣又は派遣準備
- (2) サーラエナジー株式会社（浜松供給センター）
 - ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報
 - イ 施設の点検等災害予防措置
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報
 - イ 協会加入事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
- (4) 静岡県道路公社（西部管理センター）
 - ア 道路情報板等による情報伝達
 - イ 交通対策
 - ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
- (5) 天竜浜名湖鉄道株式会社
 - ア 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - イ 列車の運転規制
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
 - ア 報道特別番組の編成
 - イ 東海地震予知情報、国、県、市町村、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- (7) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）、商業組合静岡県タクシー協会（西部会竜東支部）
 - 防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
- (8) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）
 - ア 地震に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - イ 緊急点検

第2章 情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速、かつ、的確に実施するため、市は県、防災関係機関及び自主防災会等との連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

4.2.2-1 磐田市

- 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知
 - (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、警戒本部設置前の勤務時間内においては危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、磐田市消防署指揮本部室及び宿直員又は日直員が行う。

なお、警戒本部設置後においては、警戒本部において受理するものとする。

- (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）、同報系防災行政無線及び広報車等を用いて、地域住民等に伝達する。

なお、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた旨の信号は、資料12-07<地震防災信号>のとおりである。

- (3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等の伝達は、同報系防災行政無線、電話、広報車及び自主防災会等を通じて、市民に周知徹底を図る。
- (4) 市職員に対する伝達は、勤務時間内においては、資料12-05<東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時における配備連絡体制（勤務時間内）>により、夜間、休日等の勤務時間外においては、資料12-06<東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時における配備連絡体制（勤務時間外）>により行う。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、かつ、円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部局等を定めておく。

また、消防団員、自主防災会の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

(1) 情報の収集

収集する情報の種類及び担当部署は、資料3-01<東海地震注意情報、警戒宣言発令時における情報の収集項目>のとおりであるが、その主な種類は、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 交通機関の運行及び道路交通の状況

ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

オ 情報の変容、流言等の状況

カ 住民生活、社会・経済活動等の状況

(2) 情報の伝達

伝達する情報の種類のうち主なものは、次のとおりである。

ア 避難の指示及び警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）

イ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

3 静岡県地震災害警戒本部等に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）等への報告は、県西部警戒本部を通じて、県が定めた「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。

情報項目の主なものは、次のとおりである。

(1) 避難の状況

- (2) 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

4 2 2 - 2 防災関係機関

1 東海地震予知情報等の収集及び伝達

県及び市から伝達される東海地震予知情報等の受理については、受信方法、受領者をあらかじめ定めておくものとする。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

(1) 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

(2) 警戒本部への報告

「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3章 広報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確、かつ、迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。広報の際には、要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

4 2 3 - 1 磐田市

1 広報事項

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、これに基づき防災関係機関等との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容とその意味
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通情報
- (3) 家庭において実施すべき防災対策
- (4) 自主防災会に対する防災活動の要請
- (5) 学校、幼稚園等の運営と生徒等の引渡方法

2 広報実施方法

- (1) 同報系防災行政無線、コミュニティFM、広報車等
- (2) 市ホームページへの掲載、いわたホッとラインによるメール配信
- (3) 自主防災会を通じた連絡

3 県警戒本部への要請

本部長（市長）は、広報に関し必要があると認める場合は、県警戒本部長（知事）に対して広報を要請することができる。この場合、広報文案を添えて要請するものとする。

4 市民からの問い合わせ等の処理

東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内における防災対策等の問い合わせに対処するため、警戒本部に窓口を設置

する。

4 2 3 - 2 防災関係機関

1 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

4 2 3 - 3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な応急対策を行うものとする。

1 ラジオ、テレビ

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報、指示、指導等

2 同報系防災行政無線、広報車（消防車両を含む。）、コミュニティFM

市内の情報、指示、指導等

3 市ホームページへの掲載、いわたホッとラインによるメール配信

市内の情報、指示、指導等

4 自主防災会を通じたの連絡

市からの指示、指導、救助措置等

5 サイレン、半鐘

警戒宣言が発せられたことの伝達

第4章 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各单位自主防災会が行う応急対策について定める。

計画の内容

1 東海地震注意情報発表時における措置

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- (3) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (4) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時に、津波、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言発令時における措置

(1) 自主防災会本部の設営

活動拠点として、自主防災会の本部を設営する。

(2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。

ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じて市に報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬式小型動力ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

イ 落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

ウ 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

エ 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

オ 病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

(6) 避難活動

ア 避難行動

(ア) 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の住民等に対して、市長等の避難の指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。

(イ) 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災会において避難地まで搬送する。

(ウ) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

(エ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

イ 避難生活

(ア) 避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。

(イ) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

(ウ) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、避難所開設班等避難所に配置した職員と連絡を取り、その確保に努める。

(7) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、同報系防災行政無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、資機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

4 2 5 - 1 磐田市

1 緊急輸送対象の基本方針

- (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関等の協力を求め、輸送の準備を行う。
- (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 防災活動要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策に要する最小限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者
- (3) その他
輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

ア 食料

イ 日用品等

ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 輸送体制の確立

(1) 輸送の方法

ア 陸上輸送

県及び市指定の緊急輸送路により必要な輸送を行う。

イ 海上輸送

原則として海上輸送は行わない。

ウ 航空輸送

自衛隊等のヘリコプターを活用して必要な輸送を行う。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用するものとする。

(2) 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

ア 市有車両等の活用

イ 民間車両等の借上げ

ウ 県警戒本部長（知事）に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求

エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行うものとする。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

4 2 5 - 2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6章 自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため必要があると認められる場合における自衛隊の支援を要請するために必要な要求手続き事項等を定める。

計画の内容

1 県警戒本部長に対する要請の要求

本部長（市長）は、県西部警戒本部を通じ県警戒本部長（知事）に対し、次により、自衛隊の支援を要請する事項・派遣を要請する事項を示して、自衛隊の支援若しくは派遣を要求する。
なお、犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持等の支援要求はできない。

(1) 支援を要請する事項

- ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- イ 地震発生前の現況航空写真の作成
- ウ 特定の緊急患者の移送
- エ 防災要員等の輸送

(2) 派遣を要請する事項

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項（進入経路、受入体制等）

2 自衛隊との連絡及び受入れ

(1) 情報の交換

本部長（市長）は、各種情報を的確に把握するため支援を受けた自衛隊と連絡し、情報の交換を行う。

(2) 連絡室

本部長（市長）は、支援を受けた自衛隊との連絡の迅速、円滑化を図るため、必要に応じて、庁舎内に自衛隊の連絡室を設置する。

(3) 受入場所

支援自衛隊の受入場所は、かぶと塚公園とする。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速、かつ、安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災会、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者（介護者も含む。）の避難を実施することができるもの

とする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

計画の内容

4 2 7 - 1 避難対策

1 避難対策の基本方針

- (1) 市が、地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ、当該地区の住民等のうち避難行動要支援者（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災会や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画で定めておくものとする。

- (2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難地では、自主防災会の単位で行動するものとする。
- (4) 避難誘導、避難地での生活にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- (5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災会が定める付近の安全な空地等へ避難する。

2 避難の指示

(1) 勧告・指示の基準

本部長（市長）は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行う。

(2) 指示の伝達方法

本部長（市長）は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報系防災行政無線、広報車等により避難指示を行う。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

(3) 避難に関する周知事項

市（消防機関を含む。）及び磐田警察署は、常日頃から避難対象地区の住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記2(3)「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図るものとする。

(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

本部長（市長）は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置をとるものとする。本部長（市長）は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災会、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定にあたっては、要配慮者等の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

5 避難状況の報告

(1) 市は、自主防災会及び避難地の施設管理者等から直接に、又は磐田警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告 危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態その他異常な事態の状況（場所・人員を含む。）

(イ) 上記の事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告 避難完了後速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市等に対する要請事項

(2) 市は、避難状況について県へ報告する。

4 2 7 - 2 避難地の設置及び避難生活

1 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

2 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に居住する者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

(4) 避難地の運営

ア 市は、自主防災会及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。

イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置するものとする。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難地の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災会は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(5) 避難地でのペット対策

ア 避難地における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するものとする。

イ 避難地での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難地の管理者、責任者に周知するものとする。

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民的的確な防災対策を促進する。

計画の内容

428-1 予想される混乱

- 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言
- 2 帰宅者による道路の混乱
- 3 電話のふくそう
- 4 避難による混乱
- 5 自動車による道路交通の混乱
- 6 買出し、旅行者等の混乱

428-2 実施事項

1 市の実施事項

- (1) 東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、市民又は警察からの情報等により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めるとき又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。
- (2) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買占めが発生した場合は、警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみの防止を啓発するとともに、県に対し静岡県消費生活条例（平成11年静岡県条例第35号）に基づく措置を要請する。

2 静岡県警察の実施事項

磐田警察署は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行うものとする。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施するものとする。

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災会や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質、火薬類等の危険物の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9章 交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時において、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

4 2 9 - 1 陸上交通の確保対策

1 運転者がとるべき措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 走行中の車両の運転者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

- ア 走行中の車両の運転者は、次により行動すること。
- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。なお、駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。ただし、第7章「避難活動」47-1「避難対策」1(2)のただし書きに該当する場合は、車両を使用することができる。

2 交通規制の方針

(1) 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報発表時において、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するよう呼びかける。
- イ 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所 の把握や開放の判断等の準備を行う。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。
- ウ 東名高速道路（第一東海自動車道）及び新東名高速道路（第二東海自動車道）については、インターチェンジからの一般車両の流入を制限する。
- エ 警察庁が指定する広域交通規制道路（新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号及び東富士五湖道路をいう。以下同じ。）については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。
- オ 交通規制に際しては、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保するものとする。

(1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、緊急輸送車両以外の車両を極力制限する。

この場合、県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

(3) 交通規制

警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

新東名高速道路、東名高速道路

(4) 緊急交通路等を確保するための措置

緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

(5) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料 14-09<通行の禁止又は制限についての標識（地震）>を設置しなければならない。

4 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。また、確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。緊急輸送車両の事前届出の手続きは、一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第20節「交通応急対策計画」5(4)「緊急通行車両の事前届出」と同様である。なお、緊急輸送車両の標章及び確認証明書の様式は、資料14-11<緊急輸送車両の標章及び確認証明書>のとおりである。

4 2 9 - 2 海上交通の確保対策

1 東海地震注意情報発表時における対策

漁港の管理者等は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 港及び沿岸付近にある船舶及び漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
- (2) 利用者に対して、大型・中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。
- (3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速、かつ、円滑に実施できるよう、船員の確保や船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに、退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

2 警戒宣言発令時における対策

漁港の管理者は、遠州漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

- (1) 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
- (2) 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
- (3) 大型・中型船舶は、入港を差し控える。

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理、清掃、防疫及びその他の保健衛生活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時において、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

4210-1 東海地震注意情報発表時における措置

- 1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- 2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- 3 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 4 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 5 市は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 6 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

4210-2 食料及び日用品の確保

1 調達の方針

- (1) 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- (2) 市の緊急物資の供給は、前記を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- (3) 市民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

2 警戒宣言発令時に市及び自主防災会等がとる措置

(1) 磐田市

- ア 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- ウ 必要量の調達が困難と想定される緊急物資については、県に対し調達を要請する。
- エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。

(2) 自主防災会及び市民

自主防災会は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

3 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は県に対し緊急物資の調達を要請するものとする。

4 2 1 0 - 3 飲料水等の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施するものとする。

1 磐田市

- (1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。
- (2) 応急給水計画（磐田市震災時給水対策要綱）に基づき、他の市町村からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備をする。
- (5) 簡易水道組合が実施する応急給水対策の確認を行う。

2 市民

- (1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- (2) 自主防災会の給水担当班を中心として、応急給水資機材を点検する。

4 2 1 0 - 4 医療救護活動、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行うものとする。

1 医療救護活動

(1) 磐田市

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

- ア 救護本部を警戒本部に設置するとともに、医療救護活動の準備を医師会等関係機関に要請する。
- イ 市立総合病院は、救護病院及び災害拠点病院の開設準備をする。
- ウ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- エ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- オ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- カ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 自主防災会及び市民

応急手当等に必要な医薬品、三角巾、担架等の応急救護資材を準備する。

2 防疫及び保健衛生活動

(1) 磐田市

- ア 防疫のための資機材及び仮設トイレ用資機材を準備する。
- イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

(2) 自主防災会

自主防災会の防疫の担当班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

3 廃棄物処理

(1) し尿処理

市は、し尿処理のため次の措置を講ずるものとする。

- ア 関係機関との連絡体制等について確認する。
- イ 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

- ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。
- エ し尿収集車の緊急輸送車両手続きを準備する。
- (2) 廃棄物（生活系）・災害廃棄物処理
 - 市は、廃棄物（生活系）等の処理のため次の措置を講ずるものとする。
 - ア 関係機関との連絡体制等について確認する。
 - イ 仮集積場の確認を行う。
 - ウ ごみ収集業者へ地震発生後の協力を要請する。

第 1 1 章 市有施設・設備の防災措置

計画作成の主旨

市の防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時における点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障をきたさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

4 2 1 1 - 1 無線通信施設等

警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- 1 無線通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。
- 2 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- 3 災害現場等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- 4 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

4 2 1 1 - 2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、漁港、河川、海岸、ため池、道路、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し、概ね次の措置を講ずるよう努めるものとする。

また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を磐田市建設事業協同組合等建設関係団体に要請し、警戒宣言発令時には、協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

1 東海地震注意情報発表時の措置

(1) 漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

ア 防潮施設等

津波の危険がある地域においては、水門、陸闌、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障をきたさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

イ 岸壁等

緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を中止できるよう必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障をきたさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

(3) ため池、用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、用水管理者に依頼する。

(4) 道路

道路利用者に対して、広報車等により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(5) 急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県、市、住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

(6) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 本庁、支所及びその他災害応急対策上必要な庁舎

本庁、支所及びその他災害応急対策上必要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下転倒防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(8) 水道施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら給水を継続する。

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 漁港施設等

次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。

ア 防潮施設等

津波の危険がある地域においては、水門、陸闌、樋門等の閉鎖操作を行う。また、水防資機材の点検、配備を行う。

イ 岸壁等

緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止する。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険のある地域においては、水門、樋門等の閉鎖操作を行う。

(3) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言の発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行う。

(4) 道路

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対して行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 緊急交通路、幹線避難路における障害物除去に努める。

(5) 急傾斜地等

土砂災害発生時における情報収集・伝達のための配備体制・連絡体制を整える。

(6) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じて立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 本庁、支所及びその他災害応急対策上必要な庁舎

本庁、支所及びその他災害応急対策上必要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下転倒防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(8) 水道施設

溢水等による災害の予防措置を行いながら給水を継続する。

4 2 1 1 - 3 コンピュータ・システム

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

1 コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

2 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

3 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第 1 2 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関等が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

計画の内容

4 2 1 2 - 1 東海地震注意情報発表時の措置

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活

動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等についても配慮するものとする。

1 水道（市、簡易水道組合）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

2 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター））

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

3 ガス（サーラエナジー株式会社（浜松供給センター））

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

4 通信（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

5 放送（日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、民間放送機関）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

6 市中金融機関

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言の発令時の営業の停止の周知、稼働する現金自動預払機（以下「ATM」という。）の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

7 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）

(1) 列車の運転規制等

ア 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

8 バス（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）

(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行、出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

(3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確保などの準備的措置を実施する。

9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行、出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確保等の準備的措置を実施する。

10 病院・診療所

- (1) 災害発生時の医療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱をきたさない措置を講じること。
- (2) 設備・機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の医療体制を確保するための準備的措置を実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の医療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

11 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、住民の日常生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等の冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

4 2 1 2 - 2 警戒宣言発令時の措置

1 水道（市、簡易水道組合）

- (1) 飲料水の供給は継続する。
- (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

2 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター））

- (1) 電力の供給は継続する。
- (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

3 ガス（サーラエナジー株式会社（浜松供給センター））

- (1) ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

4 通信（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ）

(1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web 171）、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

(2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

5 放送（日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、民間放送機関）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

6 市中金融機関

(1) 金融機関の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発された場合は、次による。

(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除くすべての業務の営業を停止する。

(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

(ウ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

(エ) 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

(2) 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やイン

ターネットのホームページに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7 鉄道

(1) 指定公共機関である鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

ア 列車の運転規制等

(ア) 新幹線

- ① 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- ② 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- ③ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(イ) 在来線

- ① 強化地域への進入を禁止する。
- ② 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- ③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客等に対する対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(2) 指定地方公共機関である鉄道（天竜浜名湖鉄道株式会社）

ア 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。

イ 旅客の避難、救護に関する事項は、(1)「指定公共機関である鉄道」に準ずる。

8 バス（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）

(1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン、同報系防災行政無線、半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要に応じて乗客を避難させる。

9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路、避難路を確保するため、交通要所において必要に応じて交通規制を行う。

(4) 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

(5) 走行車両は低速走行する。

10 病院・診療所

- (1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒や落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の医療体制を確保するための措置を実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の医療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

11 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業の継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第 1 3 章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策について、大規模地震対策特別措置法第7条の規定により作成する地震防災応急計画に定める事項を示す。

計画の内容

4 2 1 3 - 1 基本的事項

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとする。

4 2 1 3 - 2 東海地震注意情報発表時の応急対策

1 各施設等に共通する事項

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

- ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - イ 情報収集、伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
 - オ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
- ア 東海地震注意情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - ウ 冷静な対応の実施
 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通状況等の情報
 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- (4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置
- 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。
- 2 各施設等の計画において定める個別事項
- 各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。
- (1) 病院・診療所
- 第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。
- (2) 百貨店・スーパー等
- ア 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
 - イ 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
 - ウ 市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を実施する。
 - エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
- (3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設）
- 警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
- (4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業）
- 第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準

ずる。

(5) 学校・幼稚園・保育園・認定こども園

教育委員会は、市立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は保育園、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

東海地震注意情報発表時に生徒等が在校・在園中の場合、生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

また、この他の場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機させる。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

(6) 社会福祉施設

ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

(ア) 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

(イ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

(7) 道路

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。

(8) ガス事業（サーラエナジー株式会社（浜松供給センター））

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。

(9) 水道事業（市、簡易水道組合）

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。

(10) 電気事業（中部電力株式会社）

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。

(11) 従業員1,000人以上の工場

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

4 2 1 3 - 3 警戒宣言発令時の応急対策

1 各施設等に共通する事項

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ア 施設利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - キ 警戒宣言発令時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う施設利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - ア 警戒宣言、東海地震予知情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - エ その他施設利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2 各施設等の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

(1) 病院・診療所

第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。

(2) 百貨店・スーパー等

- ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- ウ 市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
- (3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設）
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- (4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業）
第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。
- (5) 学校・幼稚園・保育園・認定こども園
ア 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。
イ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機させる。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
- (6) 社会福祉施設
ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。
イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
(ア) 家族等への引渡し
(イ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
- (7) 道路
第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。
- (8) ガス事業（サーラエナジー株式会社（浜松供給センター））
第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。
- (9) 水道事業（市、簡易水道組合）
第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。

- (10) 電気事業（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター））
第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。
- (11) 従業員1,000人以上の工場
防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14章 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

4 2 1 4 - 1 東海地震注意情報発表時

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する組織の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」において定める内容に準ずる。

- (1) 病院
東海地震注意情報発表時の診療体制
- (2) 学校
ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設
入所者の移送又は家族等への引渡し方法
- (4) 水道施設
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

4 2 1 4 - 2 警戒宣言発令時

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- (4) 消防、水防等の事前措置

- (5) 応急救護
 - (6) 施設及び設備の整備及び点検
 - (7) 防災訓練及び教育、広報
- 2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」において定める内容に準ずる。

- (1) 病院
 - 警戒宣言発令時の診療体制
- (2) 学校
 - ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
 - イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設
 - 入所者の移送又は家族等への引渡し方法
- (4) 水道施設
 - 溢水等による災害予防措置

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合における磐田市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震発生時における市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

計画の内容

5 1 - 1 磐田市災害対策本部

1 設置

- (1) 市長は、地震が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 警戒本部から災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
- (3) 災害対策本部は、防災センターに設置する。

2 組織及び所掌事務

(1) 組織

災害対策本部の組織は、磐田市災害対策本部条例（平成17年条例第222号。資料1-05）及び資料2-04＜磐田市災害対策本部編成図＞の定めるところによる。

(2) 所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、資料2-05＜磐田市災害対策本部における事務分掌＞の定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

ア 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

ウ 消防、水防その他の応急措置

エ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入れ

オ 被災者の救助、救護、その他の保護

カ 施設及び設備の応急の復旧

キ 防疫その他の保健衛生

ク 避難指示及び警戒区域の設定

ケ 緊急輸送の実施

コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給

サ 静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）への要請、報告等並びに災害
応急対策の連携

シ 自主防災会との連携及び指導

ス ボランティアの受入れ

(3) 職員動員（配備計画）

市内で震度5強以上を観測する地震を気象庁が発表したとき、全職員は直ちに所定の場所
において災害応急対策にあたる。

5 1 - 2 消防機関

1 磐田市消防本部

- (1) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (2) 消火、水防、救急及び救助活動
- (3) 地域住民等への避難指示の伝達
- (4) 火災予防の広報

2 磐田市消防団

- (1) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (2) 消火、水防及び救助活動
- (3) 一次避難地の安全確保及び避難路の確保
- (4) 地域住民等の避難地への誘導
- (5) 危険区域からの避難の確認
- (6) 自主防災会との連携、指導、支援

5 1 - 3 静岡県及び防災関係機関

1 静岡県災害対策本部西部方面本部

県災害対策本部が所掌する次に掲げる事務のうち静岡県災害対策本部西部方面本部（以下
「県西部対策本部」という。）管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、県西部対策本部
において対処する。

- (1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
 - (3) 水防その他の応急措置
 - (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧
 - (6) 防疫その他の保健衛生
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
 - (8) 緊急輸送の確保及び調整
 - (9) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入
調整
 - (10) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入れ及び調整
 - (11) その他災害の発生の防御又は拡大の防止
 - (12) ボランティアの受入れの調整
- ### 2 静岡県警察（磐田警察署）
- (1) 情報の収集・提供（防災ヘリコプターによる偵察を含む。）
 - (2) 救出・救護

- (3) 遺体の検視及び検分
- (4) 避難指示の伝達・指示、退去の確認及び避難地・避難所の安全確保・秩序維持
- (5) 警戒区域の防犯パトロール
- (6) 社会秩序維持のための取り締まり等
- (7) 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

3 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - 電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適切と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請
 - イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
- (3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
 - ア 事業所等の被災状況の把握
 - イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- (4) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）
 - 管轄する河川、道路について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - ア 施設対策等
 - (ア) 河川管理施設等の対策等
 - (イ) 道路施設対策等
 - (ウ) 営繕施設対策等
 - (エ) 電気通信施設対策等
 - イ 初動対応

中部地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理
 - エ 他機関との協力
 - オ 広報
- (6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置
 - (イ) 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん

- イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
 - (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
- (7) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安本部、御前崎海上保安署）
 - ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知
 - イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動
 - ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
 - エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去
 - カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置
 - キ 海上における災害に係る救助・救急活動
 - ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
- (8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
 - イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置
 - ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
 - エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- (9) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 地理情報システムの活用を図る。
- (10) 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
 - エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
- (11) 環境省 中部地方環境事務所
 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (12) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- 4 指定公共機関
 - (1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）
 - ア 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応迅速・適切な対応に努める。
- (2) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ア 災害時における応急救護活動
 - イ 応急復旧用資材等の確保
 - ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
 - エ 鉄道施設の早期復旧
- (3) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ
- ア 防災関係機関の非常、重要通信の優先確保
 - イ 被害施設の早期復旧
 - ウ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの提供
- (4) 日本赤十字社（静岡県支部）
- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること。
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
 - エ 義援金の募集に関すること。
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。
 - カ その他必要な事項
- (5) 日本放送協会（静岡放送局、浜松支局）
- ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速、かつ、的確な放送の実施
 - ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
- (6) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）
- ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
 - ウ 静岡県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
 - エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
- (7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 緊急輸送車両の確保及び運行
- (8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）

- ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
 - (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
 - (10) 一般社団法人日本建設業連合会（中部支部）、一般社団法人全国中小建設業協会
共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
 - (11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - (12) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリ等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
- 5 指定地方公共機関
- (1) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
 - (2) サーラエナジー株式会社（浜松供給センター）
 - ア 二次災害の発生防止のための緊急遮断
 - イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
 - ウ 必要に応じて代替燃料の供給
 - エ 災害応急復旧の早期実施
 - (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会）
 - ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
 - (4) 静岡県道路公社（西部管理センター）
 - ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡
 - イ 緊急輸送路確保のための応急復旧
 - ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力
 - エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
 - (5) 天竜浜名湖鉄道株式会社
災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施
 - (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
 - (7) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）
協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
 - (8) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）

- ア 用水の緊急遮断
- イ 災害応急復旧の実施
- ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力（消防水利の確保）
- (9) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (10) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 一般社団法人磐田市医師会、一般社団法人磐周医師会、磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（特定非営利活動法人磐田薬剤師会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（磐周歯科医師会）
 - (2) 磐田商工会議所、磐田市商工会
 - 食料、日用品その他の物資の調達に関する協力
 - (3) 遠州中央農業協同組合
 - 食料及び緊急物資の調達に関する協力
 - (4) 磐田市建設事業協同組合等建設関係団体
 - 人命救助、道路啓開等の活動に協力及び必要な重機械の提供
 - (5) 公益社団法人静岡県建築士会
 - 被災建物の応急危険度を判定する判定士の派遣
 - (6) 浜松エフエム放送株式会社
 - あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

第2章 情報活動

計画作成の主旨

情報の収集、伝達を迅速、かつ、的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

52-1 基本方針

- 1 県と市間の情報活動の緊密化
 - (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県西部対策本部、県西部対策本部と災害対策本部相互間のルートを基本とし、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
 - (2) 情報活動の緊密化のため警察署から警察官が、県西部対策本部から職員が災害対策本部に派遣される。
- 2 情報活動の迅速的確化
 - 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について

て、その種類、優先順位、取扱い部局等を「情報広報実施要領」に定める。

3 県災害対策本部との連携

県災害対策本部に対する報告、要請等は災害対策本部（総括班）において取りまとめ、県西部対策本部に対して行うものとする。

5 2 - 2 情報の内容等

1 磐田市

(1) 地震情報等の受理、伝達、周知

ア 県災害対策本部から通知される地震及び津波等に関する情報等（以下「地震情報等」という。）は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部若しくは自治防災課）において受理する。地震情報の種類及び発表基準等は資料9-04<地震情報>、津波情報については資料9-05<津波警報等について>、津波情報の伝達系統は資料12-08<津波情報伝達系統図>のとおりである。

イ 地震情報等は、同報系防災行政無線、いわたホッとライン、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。なお、津波警報等の標識（サイレン音等）は、資料12-09<津波注意報及び警報標識>のとおりである。

(2) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

ア 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱課等をあらかじめ定めておくものとする。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

(ア) 被害状況

(イ) 避難指示及び警戒区域設定状況

(ウ) 生活必需物資の在庫及び供給状況

(エ) 物資の価格、役務の対価動向

(オ) 金銭債務処理状況及び金融動向

(カ) 避難所の設置状況

(キ) 避難生活の状況

(ク) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況

(ケ) 応急給水状況

(コ) 観光客等の状況

イ 地域派遣市職員、消防団員、自主防災会の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

ウ 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

2 防災関係機関

防災関係機関が行う災害応急対策に関する情報の内容のうち、主なものは次のとおりである。

(1) 被害状況

(2) 災害応急対策実施状況

(3) 復旧見込み等

5 2 - 3 情報の収集

1 磐田市

災害応急対策活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等

を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、磐田警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

(1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災会等を通じた収集

自主防災会等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

2 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

5 2 - 4 情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

- 1 同報系防災行政無線、消防無線、アマチュア無線等による非常通信
- 2 報道機関への協力要請による伝達
- 3 広報車等の活用
- 4 自主防災会を通じた連絡
- 5 いわたホッとメール、エリアメールによるメール配信

5 2 - 5 県災害対策本部に対する報告及び要請

- 1 災害対策本部は、県が定めた「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める情報事項について速やかに県西部対策本部を通じ県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度5強以上の地震を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上の地震を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は、第1報後の報告についても引続き消防庁に対して行うものとする。

〔消防庁応急対策室〕

平日 (9:30~18:15)	電 話	03-5253-7527
	F A X	03-5253-7537
上記以外	電 話	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7553

2 防災関係機関は、県が定めた「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」に定める情報項目について速やかに災害対策本部に対し報告を行うものとする。

その主なものは次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

第3章 広報活動

計画作成の主旨

市と県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確、かつ、迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、要配慮者に配慮するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

計画の内容

53-1 磐田市

1 広報事項

災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切、かつ、迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (2) 地震情報、津波情報等
- (3) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み
- (4) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (5) 自主防災会に対する活動実施要請
- (6) 民心安定のための住民に対する呼びかけ

2 広報実施方法

- (1) 同報系防災行政無線、磐田市ホームページへの掲載、いわたホッとライン、エリアメール、コミュニティFM、広報車
- (2) 自主防災会を通じた連絡

3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

4 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム（消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムをいう。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、

名簿の作成等を行う。

5 3 - 2 防災関係機関

1 広報事項

広報事項は、県が定めた「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込み

2 広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市との連携を密にするものとする。

5 3 - 3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

1 ラジオ、テレビ

地震情報等、津波情報、交通機関運行状況等

2 同報系防災行政無線、広報車（消防車両を含む。）、インターネット、いわたホッとライン、エリアメール、コミュニティFM

主として市域内の情報、指示、指導等

3 自主防災会を通じた連絡

主として災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

4 サイレン、半鐘

大津波警報、津波警報、火災の発生の通報

第4章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れに係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

計画の内容

5 4 - 1 磐田市

1 緊急輸送対策の基本的方針

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- (3) 市内で輸送手段等の調整ができないときは、県に協力を要請する。

2 緊急輸送の対象等

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者

- (2) 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
- (4) 被災者を受け入れるため必要な資機材
- (5) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (6) その他市長が必要と認めるもの

3 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成にあたっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

ア 輸送路の確保

- (ア) 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- (イ) 災害対策本部は、緊急輸送ルート of 被害状況を把握し、通行可否を確認する。
- (ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に、あらかじめ指定された緊急輸送路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

イ 輸送手段の確保

緊急輸送は、自衛隊、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）等の協力を得て次の車両により行う。なお、市内において輸送手段の調達ができない場合には、県に協力を要請する。

- (ア) 市有車両
- (イ) 自衛隊の車両
- (ウ) 運送業者等の車両

ウ 物資集積所及び要員の確保

緊急物資の荷捌き業務等を円滑に行うため、物資集積所に市職員を派遣する。

(2) 海上輸送体制

漁港の管理者は、市、自衛隊、海上保安庁、遠州漁業協同組合等の協力を得て、海上輸送体制の確立に努める。

(3) 航空輸送体制

- ア ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県へ報告する。
- イ 航空輸送は原則として自衛隊への支援要請により行う。
- ウ 航空輸送は指定したヘリポートを活用する。
- エ 物資集積所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行う。

(4) 燃料の確保

- ア 市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するために必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
- イ 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うとともに、燃料の不足が見込まれる場合は、県に供給を要請する。
- ウ 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

(5) 緊急輸送の調整等

- ア 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、災害

対策本部において調整を行う。この場合において、次により調整することを原則とする。

- (ア) 第1順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (イ) 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (ウ) 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

イ 災害救助法適用に基づく実施事項については一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第19節「輸送計画」による。

54-2 市及び防災関係機関の緊急輸送

1 磐田市

- (1) 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。
- (2) 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。
- (4) 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

第5章 広域応援活動

計画作成の主旨

広域激甚な災害に対応する県、警察、他市町村、自衛隊等への応援活動の概要を示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

また、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

計画の内容

55-1 行政機関及び民間団体の応援活動

1 磐田市

(1) 知事に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の

広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

また、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し、応援を求めるものとする。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。

- ア 災害の種別・状況
- イ 人的・物的被害の状況
- ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数
- エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート

(4) 民間団体等に対する応援協力の要請

ア 応援協力要請の対象となる民間団体等

- (ア) 女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団
- (イ) 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒

イ 応援協力要請の時期及び要請事項

市長が必要と認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請するものとする。

- (ア) 応援協力を要請する人員
- (イ) 作業内容
- (ウ) 作業場所
- (エ) 集合場所
- (オ) その他応援協力要請に関し必要な事項

ウ 応援協力要請の実施方法

応援協力要請の具体的実施方法は一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第26節「応援協力計画」による。

(5) 応援要員の受入体制

応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、警察機関、緊急消防援助隊の活動拠点は、資料22-01「広域応援部隊活動拠点一覧表」のとおりである。

55-2 自衛隊の支援

1 自衛隊に対する災害派遣要請の要求

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

(1) 派遣要請事項

- ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助

- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他知事が必要と認める事項

(2) 派遣要請要求手続

知事に対する要求は、県西部対策本部を経由し、次の事項を明示した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

部 隊 名	電話番号	県防災行政無線	
		音 声	F A X
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-9100
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3522(直通) 046-823-1009(夜間)	衛星系 8-156-9106	衛星系 8-156-9100
航空自衛隊 第1航空団司令(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9000 衛星系 8-153-9000	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001

2 災害派遣部隊の受入体制

- (1) 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。
- (2) 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。
- (3) 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

なお、自衛隊の活動拠点は、資料22-01<広域応援部隊活動拠点一覧表>のとおりである。

3 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、県西部対策本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対し、派遣部隊の撤収の要請を要求する。

4 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として市が負担するものとする。

55-3 海上保安庁の支援

1 海上保安庁に対する支援要請の依頼

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。

(1) 支援要請事項

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他市が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請依頼手続

知事に対する依頼は、県西部対策本部を經由し、次の事項を明示した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

機 関 名	電話番号	県防災行政無線		防災相互通信 用無線局名
		音 声	F A X	
海上保安庁清水海上 保安部警備救難課	054-353-0118	地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000	地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001	海保移動 3538
海上保安庁 御前崎海上保安署	0548-63-4999			海保移動 3079

第6章 災害の拡大及び二次災害防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防機関、自主防災会並びに市民が実施すべき事項を示す。

また、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

計画の内容

56-1 消防活動

1 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

- (1) 市民、自主防災会及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

- (2) 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための磐田市消防本部警防規程（平成27年磐田市消防本部訓令第1号）の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

2 消防本部及び消防団の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部、磐田警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災会の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災会が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 自主防災会の活動

- (1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

- (2) 火災が発生したときは消火器、可搬式小型動力ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- (3) 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

5 市民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲み置き水等で消火活動を行う。

5 6 - 2 水防活動

地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、太田川原野谷川治水水防組合及び市の水防計画の定めるところによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を磐田警察署長に通知する。
- (2) 水防管理者（市長）、又は消防長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防職・団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

2 水防活動の応援要請

- (1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。
 - ア 水防管理者（市長）は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。
 - イ 水防管理者（市長）は、水防のために必要があるときは、磐田警察署長に対して、警察官の出動を要請する。
- (2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県西部対策本部を通じ、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うよう要求するものとする。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 期間その他応援に必要な事項

5 6 - 3 人命の救出活動

1 人命救出活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする者等（以下「要救助者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- (2) 市長は、県、警察及び自衛隊等に対し、救出活動の協力を要請する。
- (3) 市は市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (4) 自主防災会、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行

う。

- (5) 自衛隊の救出活動は、第5章「広域応援活動」55-2「自衛隊の支援」の定めるところにより行う。
- (6) 救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

2 磐田市

- (1) 市長は、職員を動員し、要救助者等を救出する。
- (2) 市長は、自ら要救助者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県西部対策本部を通じ、知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 自主防災会、事業所等

自主防災会及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、要救助者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災会と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (4) 自主的な救出活動が困難な場合は、市、消防機関又は警察署等に連絡し早期救出を図る。

56-4 被災建築物等に対する安全対策

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

地震又は津波により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 磐田市

ア 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 市民

- ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
- イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

地震又は津波が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

計画の内容

57-1 避難対策

1 避難対策の基本方針

- (1) 地震発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に情報を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。
- (2) 情報提供、避難誘導及び避難地の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (3) 避難対策の周知にあたっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

2 情報・広報活動

- (1) 市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は第2章「情報活動」に準ずる。
- (2) 市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は第3章「広報活動」に準ずる。また、自主防災会等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
- (3) 住民は、適切な避難行動のため、同報系防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。

3 避難のための指示等(地震)

(1) 指示の基準

- ア 市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難の指示をする。
- イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
- ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

(2) 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難指示が出された地域名
- イ 避難路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

(3) 指示の伝達方法

市長は、避難指示をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

4 避難のための指示等(津波)

(1) 指示の基準

ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下「指示」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

(2) 指示の内容

避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

ア 避難の指示が出された地域名

イ 避難路及び避難先

ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

(3) 指示の伝達方法

市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

5 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

(1) 市が実施する自衛措置

ア 津波注意報が発表されたとき

(ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難指示については57-1「避難対策」の3「避難のための指示等」に準ずる。

(イ) 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

(ウ) 釣人・サーファー・遊泳者等（以下「釣人等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。

イ 大津波警報・津波警報が発表されたとき

市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じたとき

市長は、直ちに津波危険予想地域にある住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが震度4程度以上の地震を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

(ア) 海面の監視

気象庁から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視する。

(イ) 報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。

(ウ) 避難の指示

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

オ 遠地津波が発生したとき

(ア) 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。

(イ) 津波注意報又は津波警報が発表された場合には、前記ア又はイの必要な措置をとる。

(ウ) 住民、漁業・港湾関係者、釣人等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある。津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

(2) 住民等が実施する自衛措置

ア 海浜付近の住民及び釣人等は、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難するものとする。また、強い揺れを感じなかったときでも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

イ 釣人等は、アのほか津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

6 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自

衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

7 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地及び広域避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置するものとする。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。

8 避難の方法

災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則とし、次の方法により避難する。

(1) 要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(ア) 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(イ) 自主防災会及び事業所等の防災組織（以下「自主防災会等」という。）は、集合場所を中心に組織を挙げて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災会等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により自主防災会等が指定した避難場所又は広域避難地へ避難する。

(エ) 自主防災会等が指定した避難場所へ避難した住民等は、当該避難場所に危険が迫ったときは、自主防災会等の単位ごと市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに広域避難地へ避難する。

イ 津波危険予想地域

(ア) 津波危険予想地域の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。

(イ) 上記(ア)の避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー等）へ避難する。

ウ がけ崩れ危険予想地域

山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

(2) その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置を講じた後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

9 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災会等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

10 避難地における業務

(1) 避難地に配置された市職員は、自主防災会等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集

イ 地震及び津波に関する情報の伝達

ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

エ 必要な応急救護

オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

- (2) 市が設定した避難地を所有し、又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。
- (3) 避難地でのペット対策については、第4-2編「地震防災応急対策」第7章「避難活動」47-2「避難地の設置及び避難生活」に準ずるものとする。

11 避難状況の報告

第4-2編「地震防災応急対策」第7章「避難活動」47-1「避難対策」の5「避難状況の報告」に準ずる。

57-2 避難所の開設及び避難生活

1 基本方針

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を開設するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

なお、避難所の運営にあたっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

2 避難所の開設及び避難生活

(1) 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、次のことに留意するものとする。

ア 避難所の被害状況及び安全性を確認した上で開設する。

イ 避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に受入れられなくなった場合には、交流センター（避難所として指定している施設を除く。）、市立の幼稚園、保育園及び認定こども園を補助施設として利用する。

ウ 障がい者、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて、次の(3)の福祉避難所を利用する。

エ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。

(3) 福祉避難所

ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。

イ 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

オ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

(4) 2次的避難所

ア 2次的避難所は、市が用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を、原則として7日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

イ 市及び県は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

ウ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

(5) 設置期間

市長は、地震情報、降雨等による災害発生危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(6) 避難所の運営

ア 市は、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所での避難生活の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災会は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災会及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災会及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

カ 市は、援護が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

(7) 避難所でのペット対策

ア 避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するものとする。

イ 避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知するものとする。

(8) その他

- ア 災害救助法に基づく市の実施事項は一般災害対策編による。
- イ 市管理施設の避難所としての利用については、一般災害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「避難救出計画」による。

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を示す。

計画の内容

58-1 磐田市

1 市民に対する呼びかけ

市長は、市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

2 生活物資の価格、需要動向、買占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

(1) 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴収、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。

3 県に対する要請

市長は、地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

58-2 静岡県警察（磐田警察署）

1 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。

2 不法事態に対する措置

駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の收拾を図る。

3 地域安全情報の伝達

必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

4 銃砲刀剣類等に対する措置

銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずる。

5 その他の活動

(1) 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り

(2) 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供

(3) その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置

第9章 交通の確保対策

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上及び海上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

計画の内容

59-1 陸上交通の確保

1 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者のとるべき措置

- (1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
- (2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- (3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

2 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (2) 避難のために車両を使用しないこと。

- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という。）においても、同様とする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること

3 情報の収集

市は、関係機関の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

4 陸上交通確保の基本方針

- (1) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- (2) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険である認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した資料14-08<通行の禁止又は制限についての標識>の道路標識を設ける。
- (3) 県公安委員会（県警察）及び道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運営を図る。
- (4) 道路管理者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急、かつ、円滑にできるよう必要な措置を行う。

5 交通規制の実施

(1) 初動措置

ア 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(2) 緊急輸送路等の確保

市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて緊急輸送路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

(3) 交通規制実施後の広報

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ、交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県警察は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、建設関係団体等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じ効果的な復旧を行う。

(3) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場に処分するものとする。また、適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

7 県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認は、災害対策基本法第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(2) 緊急通行車両の確認事務手続き

ア 緊急通行車両の確認手続等は、資料14-12<緊急通行車両の確認申請及び確認手続>のとおりである。

イ 緊急通行車両の事前届出の手続きは、資料14-13<緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱>のとおりである。

ウ 警戒宣言発令時に交付した標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第2項の規定による標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

8 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ、崩土の除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。

59-2 海上交通の確保

1 情報の収集

市は、遠州漁業協同組合等の協力を求め、漁港施設の被害状況等について情報の収集を行う。

2 海上交通確保の措置

市は、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、海上自衛隊、海上保安庁等の応援を求めるときは、知事に対し要請する。

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

日常生活に支障を来した、被災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について市、自主防災会、市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れに係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

計画の内容

510-1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

1 緊急物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。なお、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄に努めるものとする。

2 磐田市

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- (2) 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達するものとする。なお、不足する場合、市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。
 - ア 調達又はあっせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ 経費負担区分
 - キ その他参考となる事項
- (3) 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災会の協力を求め公平の維持に努める。
- (4) 避難所、その他の要所に自主防災会の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

3 市民及び自主防災会

- (1) 緊急物資は家庭及び自主防災会の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
- (2) 自主防災会は市が行う緊急物資の配分に協力する。
- (3) 自主防災会は必要により炊き出しを行う。

510-2 給水活動

1 磐田市

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- (2) 簡易水道組合が実施する応急給水活動状況を把握するとともに、要請に応じて必要な協力を行う。
- (3) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調

達のあつせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

(4) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

(5) 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

2 簡易水道組合

(1) 応急給水活動は、可能な限り自らの責任において実施するよう努める。

(2) 応急給水活動が困難な場合は、市及び自主防災会に対し協力を要請する。

3 市民及び自主防災会

(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

(2) 地震発生後4日目から7日目までは、自主防災会による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

(3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

(4) 市、簡易水道組合の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

5 1 0 - 3 燃料の確保

1 磐田市

(1) 市は、炊き出しに必要なL Pガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。

なお、調達先は資料20-03<L Pガス、器具調達先一覧表>のとおりである。

(2) 市長は、炊き出しに必要なL Pガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。

ア 必要なL Pガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

2 市民及び自主防災会

地域内のL Pガス販売業者等の協力を得て、使用可能なL Pガス及び器具等を確保する。

5 1 0 - 4 医療救護活動

1 医療救護活動の基本方針

(1) 市は、市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。

(2) 市において、重症患者の地域医療搬送を県に要請した場合には、最寄りのヘリポートまでの当該重症患者の搬送は市が行う。

(3) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。

(4) 医療救護活動にあたっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。

(5) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、被災地外からのDMA T(災害派遣医療チーム)、D P A T(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム(救護班)の派遣等を行うものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

(1) 救護所

ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ 活動

(ア) トリアージ

(イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置

(ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配

(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

(オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告

(カ) その他必要な事項

(2) 救護病院

ア 設置

市は、あらかじめ大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ

(ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配

(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

(オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入状況等の報告

(カ) その他必要な事項

(3) 災害拠点病院

災害拠点病院である磐田市立総合病院は、救護病院と同じ機能を果たすほか他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び受入れ、救護病院の確保が困難又は救護病院のない市町の重症患者及び中等症患者の処置並びに受入れ、航空搬送拠点への患者搬送手配等次の活動を行う。

ア トリアージ

イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置

ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配

エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣

オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 磐田市

あらかじめ定めた医療救護計画に基づき、次の措置を行う。

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- (2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- (3) 傷病者の受入れにあたっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に努め、必要な調整を行う。
- (4) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- (5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
- (6) 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師及び医療従事者が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。

- ア 必要な救護班数
- イ 救護班の派遣場所
- ウ その他必要事項

(7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

4 市民及び自主防災会

- (1) 傷病者については家庭又は自主防災会であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- (2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 1 0 - 5 し尿処理

1 基本方針

し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

2 磐田市

- (1) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (2) 仮設トイレ等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (3) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努める。

3 市民及び自主防災会

- (1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理することとする。
- (2) 自主防災会が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

5 1 0 - 6 廃棄物（生活系）処理

1 基本方針

生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

2 磐田市

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。
- (2) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

3 自主防災会

- (1) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し、住民に周知する。
- (2) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

4 市民

- (1) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 1 0 - 7 災害廃棄物処理

1 基本方針

- (1) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物等を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

- (2) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 磐田市

(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し、県に報告する。

- ア 家屋の被害棟数等の被災状況
- イ ごみ処理施設等の被災状況
- ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(5) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(7) 災害廃棄物の処理の実施

県が示す「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、また、事前に策定した災害廃棄物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

(8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

3 企業

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

4 市民

- (1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 1 0 - 8 防疫活動

1 磐田市

- (1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
- (2) 被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

- (3) 知事による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条の規定に基づく生活の用に供される水の使用制限等の措置命令が発せられた場合は、使用者に対し生活用水の供給を行う。
 - (4) 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請するものとする。
 - (5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
 - (6) 地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。
- 2 市民及び自主防災会
飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
 - 3 関係団体
飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

510-9 遺体の搜索及び措置

- 1 基本方針
 - (1) 市域内における遺体の搜索及び措置は、海上保安庁、警察等の協力を得て、市が行うことを原則とする。
 - (2) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合には、遺体収容施設を設置する。
 - (3) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引き」に基づき、資料19-01<磐田市遺体処理計画>のとおり策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともにその周知に努める。
 - (4) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- 2 遺体の搜索及び措置の活動等
実施方法は、「磐田市遺体処理計画」に基づき実施する。
 - (1) 遺体の搜索
市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
 - (2) 遺体収容施設
 - ア 設置
市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
 - イ 活動
市は、遺体収容施設において次の活動を行う。
 - (ア) 警察の協力を得て遺体措置を行う。
 - (イ) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
 - (ウ) 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
 - (エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
 - (オ) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺等の器材、資材を調達する。
 - (3) 遺体の処置
市は、自主防災会、自治会、警察等の協力を得て、遺体の身元を確認した後、必要な処置

(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に引き渡すものとする。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

(4) 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合に火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

(5) 県への要請

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。

ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数

イ 搜索が必要な地域

ウ 火葬施設の使用可否

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体措置に必要な器材、資材の品目及び数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

3 市民及び自主防災会

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

510-10 応急住宅の確保

1 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

2 磐田市

(1) 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

(2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の確保

ア 建設型応急住宅の建設

(ア) 建設を県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

(イ) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

イ 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

(4) 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

(5) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をし

ながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

ウ 認定にあたっては、特に一人暮らしの高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

(6) 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

(7) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(8) 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

(9) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

ア 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- ① 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- ② 設置を必要とする住宅の戸数
- ③ 設置に必要な資機材の品名及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- ① 被害戸数（半焼、半壊）
- ② 修理を必要とする住宅の戸数
- ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

イ 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(10) 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

510-11 ボランティア活動への支援

1 基本方針

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。

2 磐田市

(1) 市災害ボランティアセンターの設置、運用

ア 市は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し運用する。

ウ 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

(2) ボランティア活動拠点の設置

ア 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

イ 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

510-12 被災動物の保護収容

1 市は、県や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努めるものとする。

2 負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行うものとする。

第11章 学校における災害応急対策及び応急教育

計画作成の主旨

幼稚園、保育園、認定こども園及び小・中学校、高等学校、特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の生徒等、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育等を実施するための対策の概要を示す。

計画の内容

511-1 基本方針

教育委員会は、市立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は、私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに対策を実施する。

中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

なお、市は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、県に要請するなど必要な措置を講ずる。

5 1 1 - 2 計画の作成

1 災害応急対策

計画の作成及び実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。なお、計画に定める項目は、次のとおりとする。

- (1) 学校の防災組織と教職員の任務
- (2) 教職員動員計画
- (3) 情報連絡活動
- (4) 生徒等の安全確保のための措置
- (5) その他「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

2 応急教育

計画の作成及び実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 被害状況の把握
生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
- (2) 施設・設備の確保
学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
- (3) 教育再開の決定・連絡
生徒等、教職員及び学校の施設、設備の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
- (4) 教育環境の整備
不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等必要に応じた教育環境の整備に努める。
- (5) 給食業務の再開
施設、設備の安全性等を確認するとともに食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
- (6) 学校が地域の避難所となる場合の対応
各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに市、関係する自主防災会と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

(7) 生徒等の心のケア

ア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画等を定めておくことが必要である。

イ 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

5 1 1 - 3 応急保育

市は、災害時における幼児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、応急保育に関し次のとおり定める。

1 実施機関

- (1) 市立保育園における応急保育は、保育園が実施する。
- (2) 私立保育園における応急保育は、管理者が実施する。

2 災害時の体制

- (1) 管理者は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- (2) 管理者は、災害の規模、保育園児、職員、施設及び設備等の被害状況を把握するとともに、災害対策本部と連絡を密にし、保育園の管理等について万全な措置を講ずる。
- (3) 管理者は、応急保育計画を定め、これに基づき臨時の編成を行うなど、災害の状況に即した保育を実施する。

3 応急保育の体制

- (1) 管理者は、職員を掌握し応急保育体制を整え、保育園児の被災状況を調査し、災害対策本部に連絡するとともに復旧体制に努める。
- (2) 災害対策本部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、管理者はその指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育が可能な施設は、応急保育計画に基づき保育を実施するものとする。また、被災により通園できない保育園児については、地域ごとの実情を把握し、できる限り早急に応急保育ができる体制をとるものとする。
- (4) 管理者は、平常保育に戻るよう努め、その時期を早期に保護者に連絡する。

第 1 2 章 被災者の生活再建等への支援

計画作成の主旨

被災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

計画の内容

5 1 2 - 1 基本方針

- 1 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- 2 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、県はこれに協力する。

- 3 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。
- 4 市長は、必要に応じ民間団体に対して可能な分野における協力を依頼する。
- 5 各実施機関の体制をもってしても、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を県に要請する。

5 1 2 - 2 実施事項

1 市又は県が実施する事項

- (1) 被災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあつせん
- (2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項

(1) 被災者に対する生活相談

- ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
- イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、身上等の相談
- ウ 協力機関 県、社会福祉協議会（県、市）、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関

(2) 被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け

- ア 実施機関 県（健康福祉センター）
- イ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
- ウ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 7 条に規定する額

(3) 被災身体障がい児者に対する補装具の交付等

ア 実施機関

- (ア) 児 童 県、市
- (イ) 18歳以上 市

イ 協力機関

- (ア) 児 童 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
- (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所

ウ 対象 被災身体障がい児者

エ 交付等の内容

- (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付
- (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生（育成）医療の給付
- (ウ) 被災身体障がい児者の更生相談

(4) 義援金の募集及び配分

ア 実施機関 県、市

イ 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関

ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。

エ 配分方法 関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。

(5) 義援品の受入れ

ア 実施機関 県、市

イ 協力機関 報道機関、その他関係機関

ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

3 民間団体等が他の協力を得て実施する事項

(1) 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

ア 実施機関 社会福祉協議会（県、市）

イ 協力機関 県、市、民生委員・児童委員

ウ 貸付額 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」別紙）第5に規定する額

第13章 市有施設及び設備等の対策

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

計画の内容

513-1 無線通信施設等

防災行政無線（同報系・移動系）等に障害を生じた場合、速やかに応急回復措置を講じ、通信の確保を図る。

513-2 公共施設等

1 道路

(1) 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

(3) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

2 河川及び海岸保全施設

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(3) 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。

(5) 市民への情報伝達

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

3 地すべり及び急傾斜地等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや地域住民等からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

(3) 資機材の確保、応急工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、応急工事を実施する。

(4) 市民への情報伝達

避難が必要な場合は、速やかに当該地域の住民に対して情報の伝達を実施する。

4 漁港施設等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検等を行うとともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。

(2) 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(3) 応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所の立入禁止措置や水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を構ずる。

(4) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

必要に応じて建設関係団体等に協力を求め、資機材の確保、応急復旧工事を実施する。また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

5 ため池、用水路

(1) ため池及び用水路の被害状況を調査する。

(2) 施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域の住民に対し、避難指示等を行うとともに必要な応急対策を構ずる。

6 水道施設

(1) 被害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講ずる。

(2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

(3) 配管の仮設等による応急給水に努める。

(4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

7 下水道施設

(1) 災害の発生状況に応じ、汚水、雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。

(2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。

8 災害応急対策上重要な庁舎等

本庁、支所及び災害応急対策上重要な施設並びに設備を点検し、機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

9 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品等に起因する爆発、中毒等の事故防止のための必要な応急措置を講ずる。

10 コンピュータ

(1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

(2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

514-1 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター））

- 1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。
- 2 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 4 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- 5 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。

514-2 ガス（サーラエナジー株式会社（浜松供給センター）、一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部磐田地区会））

- 1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- 2 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。
- 4 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 5 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- 6 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

514-3 通信

1 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）を提供する。

ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。

- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

2 株式会社NTTドコモ

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - ア 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

5 1 4 - 4 放送（日本放送協会、民間放送会社）

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- 3 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

5 1 4 - 5 市中金融

- 1 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
- 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。
 - (1) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

5 1 4 - 6 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）

- 1 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

5 1 4 - 7 道路

- 1 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- 2 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
- 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設関係団体等の協力を求め必要な措置を講ずる。
- 4 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

5 1 4 - 8 バス（遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社）

- 1 被災乗客の救護等安全措置
- 2 早期運行の再開を期するため車両の整備等の機能回復に必要な措置を講ずる。

第 1 5 章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害 応急対策

計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前 2 章に定めるもののほか次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波危険予想地域内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波から円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 津波に関する情報収集、伝達
 - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用設備・施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
 - ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
- (4) 学校・幼稚園・保育園・認定こども園、社会福祉施設
 - 避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (5) 水道、電気及びガス事業
 - ア 水道（市、簡易水道組合）
 - 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
 - イ 電気
 - 火災等の二次災害を防止、軽減するためブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
 - ウ ガス
 - 火災等の二次災害を防止、軽減するためガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
- (6) 道路
 - 津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第6編 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

計画の内容

61-1 磐田市震災復興本部

1 設置

- (1) 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、磐田市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- (2) 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
- (3) 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

2 組織及び所掌事務

- (1) 復興本部の編成及び運営は、磐田市震災復興本部条例（仮称）の定めるところによる。
- (2) 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 磐田市震災復興計画の策定

イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

エ 静岡県震災復興基金への協力

オ 相談窓口等の運営

カ 民心安定上必要な広報

キ その他の震災復興対策

3 災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

4 防災会議の開催等

- (1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、磐田市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。
- (2) 招集される磐田市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて磐田市防災会議の会長（市長）が必要と判断した範囲のものとする。
- (3) 磐田市防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

5 震災復興対策会議

- (1) 復興本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。
- (2) 震災復興対策会議の構成及び運営は、別に定める。

6 他都市等に対する応援要請

市長は、他都市の応援を得て復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町村長等とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。

6 1 - 2 静岡県

ふじのくに危機管理計画「地域防災計画編 地震対策の巻」に掲げる所掌事務

6 1 - 3 静岡県警察（磐田警察署）

1 社会秩序を維持する活動

第4編「地震防災応急対策」第8章「社会秩序を維持する活動」及び第5編「災害応急対策」第8章「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

2 交通の確保対策

第5編「災害応急対策」第9章「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

6 1 - 4 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

1 指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監視
- イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
- ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請
- イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときには、当該公共団体に対する無償貸与の適切な措置

(3) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）

- ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
- イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
- ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

(4) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）

- ア 管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うのかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。

ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

- ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車運送事業者に対する輸送力の確保に
関しての措置
 - (イ) 県からの要請に対する車両等の調達のあつせん
- イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
 - (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
- (7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する
情報を含む。）等の発表又は伝達並びに解説
- (8) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）
 - ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指
導
 - イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な
指導
- (9) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
 - イ 地理情報システムの活用を図る。
 - ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等実施する。
- (10) 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (11) 環境書中部地方環境事務所
 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (12) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- 2 指定公共機関
 - (1) 日本郵便株式会社（磐田市内の郵便局）
 - ア 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援
護対策を迅速かつ的確に実施する。
 - (ア) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (イ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分
 - (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - (エ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - イ 窓口業務の維持
 - 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務
継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口
の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。
 - (2) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

- (3) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ
 - ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (4) 日本赤十字社（静岡県支部）
 - ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加
 - イ 協力奉仕者の連絡調整
- (5) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）
 - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - イ 復旧・復興状況に関する迅速、かつ、的確な放送の実施
 - ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
 - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- (6) 中日本高速道路株式会社（浜松保全・サービスセンター）
 - ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- (7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- (8) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、島田電力センター）
 - ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
- (9) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (10) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

- (11) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリ等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送

3 指定地方公共機関

- (1) サラエナジー株式会社（浜松供給センター）

ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

- (2) 一般社団法人静岡県 LP ガス協会（西部支部磐田地区会）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

- (3) 静岡県道路公社（西部管理センター）

ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

- (4) 天竜浜名湖鉄道株式会社

ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

- (5) 民間放送局（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ 復旧・復興状況に関する迅速、かつ、的確な放送の実施

ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

- (6) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

- (7) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、寺谷用水土地改良区）

ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業にあたっては、国・県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基

盤施設の管理者等とも調整を図る。

ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

(8) 公益社団法人静岡県栄養士会

ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ 避難所における健康相談に関する協力

(9) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第2章 激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速、かつ、的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

62-1 基本方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

62-2 磐田市

- 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3章 震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的、かつ、長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

計画の内容

63-1 磐田市

1 計画策定の体制

- (1) 市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする震災復興計画策定本部（以下「計画策定本部」という。）を設置し、震災復興計画を策定する。
- (2) 計画策定本部には、関係部局長により構成する震災復興計画策定委員会（以下「計画策定

委員会」という。)を置き、所管課長で構成する部会を設置する。

- (3) 市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、磐田市震災復興計画審議会を設置する。
 - (4) 市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに磐田市震災復興計画審議会に諮問する。
- 2 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
 - 3 計画の基本方針
計画策定にあたっては、市の総合計画との調整を図るものとする。
 - 4 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
 - 5 国・県との調整
計画策定にあたっては、国や県等と調整を行う。

第4章 復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

6 4 - 1 予算の編成

1 予算編成の基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

2 磐田市

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア 復旧・復興事業

イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金

ウ その他

(2) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速、かつ、的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

6 4 - 2 復興財源の確保

1 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速、かつ、的

確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

2 磐田市

(1) 国、県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国、県に要望する。

(2) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(3) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5章 震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的、かつ、安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金の設立に協力する。

計画の内容

65-1 震災復興基金の設立

- 1 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 2 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6章 復旧事業の推進

計画作成の主旨

基盤施設（道路、河川、農業用施設などの公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

計画の内容

66-1 復旧計画の策定

1 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、次章で定める「都市・農山村復興計画」の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速、かつ、計画的な復旧計画を策定する。

2 磐田市

- (1) 被害調査の報告
各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
- (2) 復旧計画の策定
各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
- (3) 地籍調査の実施
平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

3 防災関係機関

- (1) 状況の把握
管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
- (2) 復旧計画の策定
被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

6 6 - 2 基盤施設の復旧

1 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限に止めるため、可能な限り迅速、かつ、円滑な復旧を図るものとする。

2 磐田市

- (1) 復旧事業の実施
復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速、かつ、円滑な復旧を図る。
- (2) 復旧完了予定時期の明示
基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3 防災関係機関

- (1) 復旧事業の実施
復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速、かつ、円滑な復旧を図る。
- (2) 復旧完了予定時期の明示
復旧完了予定時期の明示に努める。

第7章 都市・農山村の復興

計画作成の主旨

被災した市街地・農山村の復興を迅速、かつ、円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がい者等にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

計画の内容

6 7 - 1 都市・農山村復興計画の策定

1 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状

況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村復興計画を策定する。

2 磐田市

計画策定本部に設置される計画策定委員会の下部組織として都市・農山村復興計画部会を設置し、都市・農山村の復興方針を定めた都市・農山村復興計画を策定する。

67-2 都市・農山村の復興

1 基本方針

都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

2 磐田市

(1) 被害状況の把握

市は各機関と協力し、市域に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 緊急復興地区の抽出

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される地区を緊急復興地区として抽出する。

(3) 建築基準法第84条による建築制限の実施

ア 県が行う緊急復興地区を対象とした建築基準法第84条による建築制限区域の指定について連絡・調整を図る。

イ 必要に応じ、建築制限期間の延長を県に要請する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(6) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

ウ 土木、農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し実施する。

(7) 復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8章 被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講

ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

68-1 恒久住宅対策

1 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

2 磐田市

(1) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

(2) 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

(3) 災害公営住宅等の供給

ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

イ 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。

ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

(4) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

68-2 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

2 磐田市

(1) 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき支給する。

68-3 被災者の援護

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

2 磐田市

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。

ア 県への報告事項

(ア) 死亡者数

(イ) 負傷者数

(ウ) 全壊・半壊住宅数等

イ 被災者台帳の項目（例）

- (ア) 氏名、生年月日及び性別
 - (イ) 住所又は居所
 - (ウ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
 - (エ) 援護の実施状況
 - (オ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等
- (2) 災証明の発行
- ア 災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に災証明を発行する。
 - イ 災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。
- (3) 災害援護資金の貸付
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
- (4) 被災者生活再建支援金の申請受付等
- 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
- (5) 義援金の募集等
- ア 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
 - イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
- (6) 租税の減免等
- 地方税法（昭和25年法律第226号）及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
- (7) 国、県への要望
- 国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
- 3 社会福祉協議会
- 生活福祉資金の貸付を実施する。
- 4 義援金募集・配分委員会（仮称）
- (1) 義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。
- (2) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正、かつ、適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

68-4 雇用対策

1 基本方針

厚生労働省静岡労働局、磐田公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

2 磐田市

- (1) 雇用維持の要請

市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請する。

- (2) 再就職の支援

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

68-5 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

2 磐田市

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

(4) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する保健管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

68-6 生活再建支援策等の広報・PR

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

2 磐田市

(1) 生活再建支援策等の広報・PRの実施

ラジオ、テレビ等のマスメディアや広報いわた等を用い、次のような生活情報等を広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 市営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

キ 雇用に関する情報

ク 融資・助成情報

ケ その他生活情報等

(2) 外国人への広報

外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。

(3) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報誌等を活用し、県外疎開者等に対して震災関連情報を提供する。

68-7 相談窓口の設置

1 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

2 磐田市

(1) 相談窓口等の開設

- ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。
- イ 相談員等の設置にあたり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

(2) 相談窓口等の業務の遂行

- ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

(3) 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第9章 地域経済復興支援

計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

計画の内容

69-1 産業復興計画の策定

1 基本方針

経済復興を迅速に行うため、県、市及び民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 磐田市

計画策定本部に設置される計画策定委員会の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

69-2 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 磐田市

(1) 中小企業の被災状況の把握

各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県へ報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

- ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体を通じ、県と連携して周知する。

イ 次の施策を必要に応じて実施する。

- (ア) 相談所の設置
- (イ) 電話相談の実施
- (ウ) パンフレットの作成、配布

(3) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。

(4) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し、協力を求める。

69-3 農林水産業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林水産業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林水産業者を対象とした支援の実施を図る。

2 磐田市

(1) 農林水産業者の被災状況の把握

遠州中央農業協同組合、遠州漁業協同組合と協力し、農林水産業者の被災状況調査を行い、県へ報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 農林水産業者を対象とした支援制度・施策の内容を農業協同組合、漁業協同組合等を通じ、県と連携して周知する。

イ 次の施策を必要に応じて実施する。

- (ア) 相談所の設置
- (イ) 電話相談の実施
- (ウ) パンフレットの作成、配布

(3) 金融機関等への協力の要請

農林水産業者を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し、協力を求める。

69-4 地域全体に影響を及ぼす支援

1 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策の実施を推進する。

2 磐田市

(1) イベント・商談会等の実施

県と連携し、必要に応じて、市独自のイベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じて、誘客対策を推進する。